



11月号  
Vol.5  
NOV 2000

# 山梨自治体の風

---

特集  
**自治体 今後の課題**

---

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A

---

# まちなみ

## 東山梨郡勝沼町



### ぶどうの丘

町営「ぶどうの丘」は、ワインカーヴ、イベントホール、レストランなどから成る「ぶどうとワインと花のまち・勝沼町」のシンボルですが、おなじみの既存施設に加え、この春には「新宿泊施設」、「天空の湯」、「並木恒延うるしミュージアム」が新しくオープンしました。

「天空の湯」は、良質な高アルカリ性温泉で、標高500mからの360度の眺めも手伝って、日頃の疲れをいやすには最適な温泉です。

また、「うるしミュージアム」は、日本が誇る伝統工芸である、うるし工芸の第一人者、並木恒延氏の作品を多数展示しています。伝統的な技法の中に現代的なセンスが光り、勝沼の自然や風



土を反映した作品の数々は、訪れる方々に感銘を与えます。さらに魅力的になった「ぶどうの丘」へ是非お出かけください。



- ◆所在地／勝沼町菱山5093
- ◆電話／0553-44-2111
- ◆開館時間／午前8時～午後10時  
(ただし天空の湯は午前10時～午後10時)
- ◆定休日／年中無休  
(ただし天空の湯は毎週水曜日定休)

11月号

Vol.5

NOVEMBER 2000



第14回県民の日 小瀬スポーツ公園  
(県広聴広報課提供)

まち自慢 勝沼町「ぶどうの丘」 表2

巻頭随想 IT時代の地方自治  
山梨大学工学部長 伊藤 洋 2

まちづくり 夢づくり「小淵沢町」 4

## 特集 「自治体 今後の課題」

特集1 対話する行政の確立に向けて  
～パブリック・コメント制度の可能性について～ 8

特集2 地方公共団体におけるバランスシートの作成について 12

特集3 新再任用制度の導入にあたって 15

苦言提言 時代を変える力 ～地域づくり活動で考えたこと～  
地域づくりネットワーク21塾会長 高橋辰雄 19

山梨地方自治研究会本格的にスタート!  
山梨地方自治研究会 村松広幸 20

## 労働安全衛生法と健康管理

定期健康診断について 山梨県健康管理医 辻 守昭 22

## 珍・聞・感・分??

日本の日常生活での驚き 県国際課 国際交流員 ルーティビーン・オークレール 26

がんばっていまーす!! 28

自治Q&A 30

市町村イベントごよみ 34

市町村振興協会たより 36

はつらつ!! 市町村職員 佐野 芳恵さん(南部町)・編集後記 表3

# 時の人

## 最新町営温泉の運営

甲西町営「やまなみの湯」は、平成12年8月10日にオープンした県内の公営温泉としては最も新しい温泉施設です。

地下1500mから自噴する温泉は、保温効果がある「温まる湯」、肌がすべすべする「美人の湯」をはじめ、エステバス、リラククスバス、露天風呂など9種類の浴槽と3種類のサウナ、さらに親子で楽しめるプールもあります。また、日本画壇に重きをなした甲西町ゆかりの画家・川崎小虎の絵画を展示したギャラリー、アロマテラピーとリクライニングシートで心の健康をはかるリラククスルームを備え、オープン以来多くの人々が訪れています。

古屋所長は、「幼児から高齢者まで楽しめる、心身共にリフレッシュできるユニークな施設です。是非一度ご利用ください。」と連日の多忙な業務の中、にこやかに語ってくれました。



古屋 芳雄さん  
(甲西町交流施設やまなみの湯所長)

# 巻頭

# 随想

山梨大学工学部長 伊藤 洋



## PROFILE

山梨大学工学部長  
伊藤 洋  
(いとう ひろし)

昭和15年山梨県市川大門町生まれ。昭和42年に東北大学大学院工学研究科電気及通信工学専攻博士課程を修了。同年から山梨大学講師。昭和53年同教授を経て平成11年から現職。専門は、電磁界理論、情報伝送工学、プラズマ物理学。著書に「核の時代をどう生きるか」など

## IT時代の地方自治

熊：「隠居さん、近頃アイテ、アイテって新聞やテレビに盛んに出てきやすが一体全体何のことだね？」「あっ痛てえ」とか「会いてえ」ってんなら分かるんですがね。」

隠居：「いやはや、全くだねえ。熊さんのように勉強しないもんにヤチンブンカンブンだろうね。まあそこにかけてな。ちよつと分かるように教えてやるから。そもそもアイテイというのには「すなわち Information Technology」という英語の頭文字だね。」

熊：「ご隠居さん、わしらにやその横文字がいけねえ。どうせ教えてくれるんじや横文字無しでやつ

てくれねえかね」

隠居：「いや悪かった。つまりアイテイというのは情報通信技術のことなんだよ。」

熊：「情報通信技術っていうんじや電話やテレビだって、ラジオや新聞だって立派に情報通信じやないのかね？わざわざアイテイなんて舌をかみそうなこと言うことあねえと思うがね？」

隠居：「いや、たしかに電話やテレビも情報通信には違いないが、アイテイとわざわざ言うからにはちよつと違うんだ。熊さんもインターネットって聞いたことがあるだろう？あれがこの騒ぎを作っている元締めなんだよ。」

熊：「あるある、イーメールとか言って隣のうちの智ちゃんて茶髪の子がケータイとかでコチョコチョコやっている、あれのことだね？」

隠居：「それだけじゃないが、まあそうだ。インターネットは今までの通信と違ってパケット交換というデジタル通信方式で、国際標準の通信規約を使いさえすれば「何時でも何処でも誰とでも」コンピュータを使って、文字や音声や映像のやり取りができるんだね。こういうのを、熊さんの嫌いな横文字でグローバルスタンダードって言うんだよ。そのインターネットには今じゃ国内で3,000万人、

世界で2億人の人がつながっていて、熊さんがその気になりや2億人の人と情報のやり取りができるんだ。つまり、熊さんでさえも居ながらにして大新聞や大テレビ局と同じように情報を発信できる仕組みができてくるんだよ。そんなことは一昔前には想像もできなかったじゃないか。」

熊：「そんな結構なものはどうすりやわしらに使えるってんですかい？」

隠居：「それが簡単なんだ。パソコンを買ってきてそれをCATVや電話線につなぎ、近くのプロバイダっていう会社に接続の申し込みをするだけでインターネットに

入れちゃうんだよ。」

熊：「しかし、ご隠居さん、わしやパソコンなんてもの使えないよ。そういうわしのような者にやどうすりゃいいんですかい？」

隠居：「そりゃ、そのくらいの勉強はしなくっちゃいけない。まあ、今のパソコンは未発達で使い方を少し勉強しなきゃ使えないが、もう少しすりゃ勉強しなくても使えるようになるさ。パソコンの性能は二年で三倍になるっていう法則があるくらいでね。」

熊：「じゃ、わしはそれまで待つてるよ。」

隠居：「そりゃ駄目だ。人間ちよつと無理をする、ちよつと無理をすることを『勉強』っていうんだよ。ほれ、魚八の親爺が「熊さん、勉強しとくよ」って言いながらサシマの値段をほんの少し上げるだろう。あれが勉強だ。魚八にすりゃ、まけた分は痛いんだが、それをちよつと我慢して商売を長続きさせようって考えるんだよね。」

熊：「なるほどねえ。じゃ、わしもちよつとこの頭に無理を強いてみるか。しかし、ご隠居さん、それにしてもなんでアイティー、アイティーってあんなに騒ぐんですかい。森さんなんかはこの間まで「イット」って言ってたなんてい

うのに、今じゃアイティーでなきゃ夜も日も明けられないようなこと言ってますよ。」

隠居：「そうだねえ、熊さんはどうか知らないが、人間の活動ってものはそのあらかたが大脳の活動なんだね。二十世紀の工業社会は筋肉活動の巨大なエネルギー浪費型社会だったんだが、来るべき二十一世紀ってのは頭脳の世紀だと考えられているんだね。アイティーは知識の授受やコミュニケーションがネットワーク上で行われる巨大な知的空間を作り上げる。そこに知的生産やモノの生産、経済活動など人間活動のほとんどが集まってくる。だから、ネットワークが世界だと極論することだってできるんだ。近代の産物だった国家というようなものだって透明になるんじゃないかって考えられているんだね。それだけにこれに遅れをとると大変なことになるかも知れないって政府は考えているんだね。」

熊：「話が段々難しくなってきたね。しかし、わしや仲間の寅や八五郎が住んでいるこの町はどうなるんですかい？ やつぱり透明になっちゃうんですかい？」

隠居：「いや、それはちがう。アイティーを通して世界がつながる

一方でコミュニケーションというものはますます重要になってくる。アイティーでつながる世界の中で、わしらのコミュニケーションというのは結局それが世界の中心になるからなんだよ。今までじゃ、中心と言やあ、東京だったりニューヨークやワシントン、ロンドン、パリ、モスクワなんて考えていたじゃないか。全ての道がローマにつづくように、道路や空路や海路が集中した所でないと言や世界とは言われなかつた。それがインターネットは、さつきも言ったように世界標準の通信規約に準拠さえすりゃ何処からでもつながられる。しかも、このネットワークを管理する専門機関なんてものも無くして、自律した個人や集団が勝手に参加して分散的に活動している。だからインターネット社会では、中心と

考えられるようなものは無くなつて、自分の住んでいるコミュニティが世界の中心のように機能してくるんだね。この町なんか、工業化社会ではムダムダと過疎にさせられちゃって、今じゃ僻地だの辺境だのと言われているが、アイティー時代は断然違う。知恵と才覚で全く新しいコミュニティが形成できるんだよ。だから、コミュニティのアイティー化ってことがと

ても重要になってくるんだね。」

熊：「結局、わしらの町はインターネット時代にどうすりゃいいんですかい？」

隠居：「そうだね、準備しなくちゃならないものは山ほど有るのかも知れないが、最も重要なことは住民意識の涵養ってことだね。自律・分散・協調ってのがこれからのコミュニティと住民の基本的な在り方だと思ふよ。そのために役場なんかは、住民の知る権利に積極的に応えること、そして情報公開をどんどん推し進めることだね。それにや、まず役場が範を示さないとね。『昔の名前で出ています』っていうようなボスが夜郎自大的政治や行政をやっているようじゃ駄目だ。地方分権って結局のところ地域住民の知的パワーの総量のことだからね。」

熊：「いやあ、よく分かりやした。今日からわしも天稗棒をマウスに換えて、「クマサンドットコム」でも立ち上げて、オラが町の特産品自然薯のネット販売でも始めますよ。」

隠居：「そうだね、何時の日か熊さんがナスダックに上場される日が来るかもしれない。早いと頼むよ、わしもそう長生きできるわけじゃないんだからねえ。」

ままちづくり  
夢づくり

## 小淵沢町

4

『<sup>かせ</sup>緑風おこし夢づくりこぶちさわ』  
をテーマに『環境』を基軸とした  
まちづくりの実現のために

我が町小淵沢町は、山梨県の最も北西に位置し、長野県に接する人口五千九百人余りの自治体です。八ヶ岳連峰の権現岳を町の北端に、南端に流れる釜無川まで、標高差約二、一〇〇mの細長い扇形状をしています。また、八ヶ岳連峰とその周囲の高原は、「八ヶ岳中信高原国定公園」として指定を受け、原生林や高山植物、さらには、野生動物が豊富に棲息するなど、

豊かな自然に溢れています。この南麓に広がる標高七〇〇m～一、〇〇〇mの高原は、緩やかな南面傾斜の台地で、空は広く、南に富士山、西に南アルプス甲斐駒ヶ岳、北に八ヶ岳と三、〇〇〇m級の山々を望み、町木に指定している自生の赤松林や広葉樹林、唐松の人工林など、四季折々の山なみ景観と湧水群下の水田景観は見事にマッチし、その彩りは日本一と

自負しております。

町の沿革は、明治二十七年の小淵沢村、篠尾村の誕生を経て、昭和二十九年三月三十一日に両村が合併して小淵沢町が誕生しました。

町の中心にある中央線小淵沢駅は、特急あずさの停車駅であり、日本最高地点を走る高原列車「小海線」の始発駅でもあります。

また、中央自動車道・小淵沢インターチェンジの供用開始以来、電車と同様、自動車でも、首都圏から二時間、中京圏から三時間と程良い距離にあり、交通の便に恵まれた町であります。

現在は、リゾートホテル、ペンション、美術館、温泉施設などの観光施設をはじめ、多くの乗馬クラブ、県営の馬術競技場、馬の温泉やホーストレーニングコース等も整備され、昭和六十一年のこいじ団体馬術競技、平成九年の全国高等学校馬術大会、さらに、全日本総合馬術大会など全国規模の競技会が毎年のように開催され、馬の町としても注目をされています。

NHK大河ドラマ「武田信玄」、  
「織田信長」、「春日の局」などのロケには、その都度、町をあげて協力し、また、平成十二年の「葵徳川三代」の撮影のために、オーブンセット「戦国の館」を建設し、現在、展示公開をしています。

産業分野では、稲作、高原野菜、

洋ランなど花卉を中心とした農業のほかバイオテクノロジーを活用した花栽培も盛んに行われています。

また、工業では、精密、IC、クリスタル関連のベンチャー企業などの進出もあり、自然景観を背景とした魅力ある高原リゾート型観光の推進などバランスのとれた町づくりを展開しています。



「八ヶ岳サマーフェスティバル」にこぶちさわ」迫力ある演技を披露するホースショー

## 双方向通信による 地域情報化への推進

小淵沢町では、平成六年度に二十一世紀に向けた新しいまちづくりに向かって大きく動きだしています。

平成六年度、農業構造改善事業により、CATV事業を導入し、平成八年七月より自主放送チャンネル「にここすていしょん」を開局し、放送を開始しました。



「にここすていしょん」地域の声を取材するCATVスタッフ

このCATV伝走路を四五〇MHzの双方向通信が可能な伝走路としたことから、この伝走路の有効

活用を検討し、住民へのサービス提供として、町エリアと民間エリアの伝走路を相互に使用したインターネット事業に取り組みました。また、平成十一年度には、農業気象情報観測システムを高度化し、一週間先の天気情報、気象情報を二十四時間リアルタイムで受けることができるようになりました。

## 五町村協働による情報通信ネットワークの構築

情報化の波が日常生活の中に、絶え間なく押し寄せています。この情報化の恩恵を意識的に利用することによって、暮らしの幅を格段に広げることが出来ます。

町では、情報化を進める一方、地方分権、町村合併を見据え、八ヶ岳南麓四カ町村による、地域の情報化への調査研究に取り組み、本町に情報センターを設置し、この四カ町村に白州町を加え、五町村協働によるホームページ「甲斐駒、八ヶ岳デジタルタウン」を開設しました。五町村の行政情報、観光情報、行事予定、公共施設の予約管理等

のシステムを導入し、情報をリアルタイムに提供しています。

更に、平成十二年度は、山梨県が地域公共ネットワークを整備し、これに、本地域五町村を結ぶ光ケーブルを敷設し、五町村の地域インターネットが整備され、相互に接続することによって、今までにない、高速大容量の通信が確保できるようになります。このため、県並びに五町村相互間における行政事務の効率化と住民、並びに本地域へ訪れる方々への行政サービスの高度化と各種行政情報提供の充実を図ることが可能となります。



「小学校コンピュータ教室」パソコンを使って、情報教育とコミュニケーションの推進を図る

## 職員の意識改革とISO14001への取組み

地球温暖化やゲイオキシン問題など、地球規模での環境問題は、日毎深刻さを増しており、世界の多くの地域でも様々な対策を講じています。本町は、八ヶ岳南麓の自然豊かな町であり、この美しい環境は限られた資源であり、財産でもあります。この環境を少しでも後世に残すために、先ず、職員、職場から環境問題への取り組みを始めました。

この度、導入した環境管理マニュアルは、PDCAサイクルを活用した手法で、全庁内の事務事業で環境に係わる全ての項目を環境影響評価し、平成十年度を基準数値に置き換え、これを一カ年毎、及び四カ年先の目標数値を示し、毎月この数値目標に沿って管理してゆくものです。この環境マネジメントシステムは、全職員が必ず何かの業務に携わり、目標を立て、事業を実施し、その結果を評価し、継続的に改善を図ろうとするシステムであり、職員自らが実行改善するという自覚と確実な行動が身に付き、公務員としての意識改革が図られつつあります。

## 勤務評価の導入と モラルの向上

地方行政改革が叫ばれて、二十年を迎えようとしています。公務員は、住民全体の奉仕者という職務の公共性を持ちながら、公正な人事管理の基に能力の機会均等の原則に基づき成績主義が基本となっています。このため、平成九年六月から職員の理解と意識改革を求めながら勤務評定マニユアルを策定し、二回に渡り評価を実施し、平成十年六月からは、年二回の評定による成績率と勤勉手当の支給に反映してきました。

現在は、試行の段階で人事考課が理論的に未成熟な過程であり、公正、公平な運用のために工夫と改善を重ねていきます。

評価方法は、部下は、自己評価と上司の評価をし、上司は、部下の評価と自己評価をして、それに評定委員会の評価を加え、それぞれ三段評価により、相互で評価することで職員の業務に対する姿勢や努力に報いることができ、新たな創意工夫と職員の意欲、資質向上に努めることができます。また、管理職は部下の育成責任意識が向上し、職員一人ひとりも職務に対する責任の自覚が根づきつつあります。

## 自然を活用しながら 地域産業の活用化を

### ■スパティオ小淵沢

都市と農村との交流を目的に、「食と健康」をテーマしたりフレッシュエビレッジ事業を導入し、平成六年度に着手しました。

この事業は、農業を農村が過疎化、高齢化、農地の荒廃、農産物の自由化などにより、厳しい状況におかれる一方自然や健康に対するニーズが高まるなかで、「土づくりを基本とする食と健康の地域づくり」を定着させ、農家の所得向上と就業の機会の拡大や人々の健康増進と交流を深めるところを目的に取り組みました。

小淵沢町では、先ず拠点施設として、総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」を建設し、食養生・温泉養生・宿泊滞在施設を平成八年七月オープンしました。

食養生施設としては、「医食同源」と言われるように薬膳のルーツは、中国にあることから、本場広東省から調理師を招いて、中国薬膳料理を提供する一方、地域にあつては、町内の女性達約六十名によって「食と健康を考える会」が結成され、土づくりを基本とした有機栽培、減農薬による野菜の作付けと生産を受け持ち、女性だ

けで運営するレストラン「企業組合ふるさと薬膳森樹」が調理を担当し、現代の食生活を薬膳理論「五行配当表」に則り、見直しながら、郷土の風土が育んだ伝統的な食文化の伝承に取り組んでいます。また、平成九年には、体験工房もオープンし、陶芸「小淵沢焼」をはじめ、機織り、薬工芸、押し花、ドライフラワー、ガラス工芸、フェルト工芸など十二種目の手作り体験が楽しめる施設として人気を呼んでいます。

### ■花パークフィオーレ小淵沢

農業を取りまく環境は厳しさを増し、担い手の高齢化や後継者不足は農家の兼業化や離農が進み、農地の荒廃が続くなか、小淵沢町では、休耕率が高く荒廃が心配される水田（十六ha）の自然と景観を生かした新しい農業の活動の場、就業の場として活用する「花と緑のうるおい空間整備事業」に着手しました。

近年、花や園芸、ガーデニングなどを楽しむ人々が増加していますが、小淵沢町では、高原という気候を生かした花卉栽培や種苗の生産が行われています。そこで、気候、風土、環境等を考慮しながら自然の力を利用した宿根草を中心に、五〇〇種、五〇〇万本の花が園内を彩っています。この園内

は、帯状フラワーガーデン（幅四〇m、延長四〇〇m）と花のコリドール（延長一km）が四季の多種多様な花々が自然の営みを感じさせ、訪れる人々に憩いと安らぎを与えてくれるよう咲き競っています。

また、水辺を利用した水生植物や展示温室も整備され、周辺景観を最大限に活用した付加価値の高い緑豊かな自然と素晴らしい山なみ景観のなかに「花パークフィオーレ小淵沢」がオープンしました。

平成十二年度には、この施設との相乗効果を図るために、「子供等自然環境知識習得施設」（S造二階建て、一・一五〇m）として敷地内に地域に棲息する蝶々や昆虫を主体に、世界の昆虫類の標本の展示館を建設し、八ヶ岳南麓の生き物の生態系や棲息について知識を深め、自然環境や自然との共生を学べる場の整備を図って行きます。



「花パークフィオーレ小淵沢」  
日本一の山なみ景観の中に四季の華花が彩りを見せま

# 山梨の風の特集

## 自治体 今後の課題

今回の特集では、政策形成過程の透明化や政策形成への民意の反映を重視する傾向が強まってきていることから、パブリックコメント制度を取り上げた。

また、財政状況の悪化により、説明責任の向上や効率的な行政運営が求められ、企業会計等におけるバランスシートを検討する動きが自治体が増えてきたことに鑑み、その作成方法等について取り上げた。

このほか、施行まで半年を切った新再任用制度の導入に当たってのポスト等の検討について紹介する。

特集1 ● 対話する行政の確立に向けて パブリック・コメント制度の可能性について 山梨県企画部峡中地方振興事務所 副主査 長田 公

特集2 ● 地方公共団体におけるバランスシートの作成について 市町村課財政担当 副主査 中込良夫

特集3 ● 新再任用制度の導入にあたって 市町村課行政選挙担当 主任 林 貴彦

# 対話する行政の確立に向けて

## —パブリック・コメント制度の可能性について—

山梨県企画部峡中地方振興事務所 副主査 長田 公

地方分権時代の本格的な到来を迎えた自治体は、「自己決定」と「自己責任」の範囲をより明確にさせる方向への改革を行い、政策に総合的な責任を負うために、従来の行政スタイルからの転換を余儀なくされる状況に置かれている。これは、住民・行政の双方にとって、これまでの住民参加についての多種多様な事例をも踏まえ、改めて住民参加制度を再構築する時期にきているともいえる。また、自治体の許認可過程における住民参加としての改正廃棄物処理法による住民参加、環境アセスメント法による住民参加、行政手続条例等における住民参加について、それぞれが抱える課題と可能性から、住民・行政のあるべき姿ともいえる次の段階への手がかりがあるのではないかと考えられる。

本稿においては、これらの可能性には触れられないが、主として従来からの行政の施策推進手法の代表でもある審議会について概観しつつ、対話する行政の確立に向けて有効な解となりうるであろうパブリック・コメント制度の可能性について述べることにする。

### 1 迷惑施設立地紛争の事例から学ぶもの

その施設が必要であることを認めるが、私の家のそばに造られるのはご免だ。欧米では特に放射性廃棄物の処分場の立地をめぐる、

しばしばこうした状況が起こり、こうした住民における心理傾向は NIMBY (not in my backyard) 症候群といわれるという。これは

また、「総論賛成各論反対」とか、「住民エゴ」といわれる場合もあるとされる(注1)。

清水修二は、迷惑施設の解決等に向けて「迷惑立地の四原則」を挙げている。

第一の原則は「公共性への合意の原則」である。これは、施設が必要であり正当でもあるという点での社会的合意が必要であり、首長の方針に対する議会の承認の形式をとる。この手続に住民等の意見表明をどのように組み込むのが合意を徹底させるうえで重要となる。

第二に「複数候補地の原則」である。立地紛争が巻き起こる最大の原因が、いきなりその地域が「最適地」として名指しされる「狙い撃ち」にある点を考慮し、立地選定のスタートは複数提示から出発すべきとする。

第三に「受益者近接立地の原則」である。施設は、その施設から利益を受ける人間にできるだけ近い場所に造るべきであり、受益と迷惑を引き離さず、環境負荷は可能

な限り轉移させないことである。

第四に「住民参加の原則」である。清水によれば、「役所がお膳立てする住民参加は、参加した側からみていつも物足りなさや不満が残る」という。そして原子力施設の設置許可の過程に公開ヒアリングの手続等を例に挙げ、「一種のセレモニーが目の前で粛々と進行していくようにしか見えない」空気は、「何か根本的な欠陥がある」との表れであり、その「何か」は、「間違いなく構造的なものだ」と鋭く指摘している(注2)。

以上からいえることは、実質的な住民参加を如何に保障し、根付かせていくのかが、迷惑施設設置のための大きな手がかりとなることである。そのためには、意思形成過程情報も可能な限り含めた中の情報の公開や提供、争点を曖昧にせず堂々と論じあえる対話の場の設定などが求められるといえる。しかもこれは、ごく初期の段階、例えるならば、計画段階や基本設計といった時点での対話が重要なのである。大方の変更の余地

のない詳細設計段階で対話を設定しても、行政手法への不信が募るばかりである。

いわばコンクリートの生乾きの

## 2 審議会の役割と課題

これまで行政が住民に説明会などを行う際、計画や施策方針の決定の拠り所としてきたのは、各種の審議会であった。

自治体においては、審議会、懇話会、懇談会と称する政策諮問機関（以下「審議会」という。）が多くみられる。

審議会を行政機関のブレインとして活用するという方法は、類聚にみられ、組織の限界を超えて、議会その他の政治圧力を迂回する手段として、また、従来の行政にはない新たな発想を求めて、一九八〇年代あたりから多用されるようになってきている（注3）。

関係各界の代表で構成される審議会への諮問は、事務局から提出された各種の資料に基づき意見の交換が行われ、事務局の用意した草案をたたき台にして答申文案が起草される。それ故に、審議会は事務局の「隠れ蓑」として事務局の方針にお墨付きを与えているにすぎないのではないかとする批判が絶えないところではあるが、他面からみれば、それは関

状態で、一時工事を中断し、形だけの参加を行っても、かえって障害になるようなものである。

係各界の反応を打診し、大方の合意を形成するうえで一定の機能をはたしているともいえる（注4）。

自治体の事業実施のパターンとしては、いくつかがありうるが、行政機関として、学識経験者や諸団体の意見を聴くため、審議会を活用し、住民への事前の周知等なしに行政の内部で決定しておく、実施になってから住民に協力を求めていくことが一般的には多い。

政策形成過程での情報提供を行政側が積極的にすることは行われにくいし、するとしても行政に都合のいいものを行うといった「行政の論理」が優先される。

背景には、議論を通じて、意図する方向と違う結論が出されてしまうことを警戒するからである。そこには住民とともに政策を創り上げていくといった姿勢が欠けていくといえる。

審議会の体系的改革の前段階として、審議会における審議の実質化と公開制の段階的拡大が短期的には目標となるのである（注5）。最近では、住民を利益代表委員

とは別に公募により審議会委員に任命する場合も見受けられるようになったが、この場合も、一般人を参加させたからといって、審議結果に正当性が付与されるものではない。審議会の持つ住民参加の機能の一つとしては、それなりに意味はあるが、限界もあるのである。

審議会には、このように課題もあるが、基本としては住民を参加させ、透明性を高めていくことに改革の道筋を見出すべきである。

ゴルフ場や産業廃棄物処分場の建設、キャンブル関連施設誘致等

## 3 パブリック・コメント制度

審議会の実効性をいかに創り出すかは課題であるが、より住民に門戸が開かれた仕組みが必要である。一九九九年三月二十三日閣議決定により制定され、同年四月一日から適用されることとなった「規制の設定等に係る意見提出手続」（以下「パブリック・コメント手続」という。）がこれまでの我が国で不十分であった早期の住民参加を確保するものとして注目に値する。

この手続は、規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続である。

の個別問題では住民の強い関心が反対運動の形で表明されることがある。こうした場合に行政が、住民意思探索・形成の方途として用いるのは、主として地元説明会や関係地権者の同意書取得といった非公式の手段にとどまっている（注6）。こうした現行のシステムを公式の土俵でフォーマルに議論し、合意を形成していくシステムに変えることにより、行政の透明化が図られると思われる。住民が共に参加しうるシステムが審議会においても求められているといえよう。

ある。

詳細についてはここでは省略するが、この手続の意義と課題について藤原静雄は次の六点を指摘している。

第一に、行政手続法に欠けている行政立法手続を部分的に制度化したものであり、画期的な出来事であること、第二に、本制度の手続ルールの詳細さ、対象範囲の広さ、意見提出権者の範囲等において、従来の「行政手続法研究会報告―法律案要綱（案）―」（注7）にはなかった行政立法過程への利害関係人ではない公衆参加が盛り込まれていること、第三に情報源の範囲そのものが拡大するとともに

に、提出された意見・情報についてその取扱いの結果と理由が公表されるといふ、従来の我が国の参加制度とは異なる「双方向的」コミュニケーション過程が組み込まれていること（注8）、第四に、審議会が存在理由である専門的知見の導入、利害関係の調整、住民参加の機能のうち、本手続により、

住民参加機能が代替され、利害調整機能も部分的に果たされるとすれば、審議会に求められるものも自ずと違ってくる。第五に実効性を担保するためにも、より一般的な形での法制化と制度の趣旨に沿った国民の利用が望まれること、第六に、明確なルールによる規制、ルールの遵守を監視する事後的規制という行政スタイルの転換の動きに適用ものであること、である（注9）。

パブリック・コメント手続は、今後の行政施策展開の在り方自体を変えうる可能性を持つ点で画期的と評価されよう。

そこで、これからの自治体にとつては、従来の審議会や公聴会制度等どのように役割を分担し、連携させるのかを整理したうえで、この制度をいかに有効活用しているかが重要になるものと思われる。

手続の対象については、国の規制の設定及び改廃と同様に、条例で規則に委任された事項を定めるといった条例施行規則案の作成に

止まらず、将来の多額の財政負担が想定されうる事業構想、計画案といった新規・継続の重要プロジェクトなどの計画事項、事業の優先順位を包含した中長期の財政計画といえるものにも対象を広げることが必要であろう。

そして、これらの施策実現手段の選択においては、施策等の案の長所・短所等を明らかにしたうえで、パブリック・コメント手続を活用するのである。これによって、施策等担当者や施策等の直接の対象者のみならず、第三者も意見を述べ易くなることができ、より適切な施策等の選択が可能となるものと思われる。これは、対立点を明らかにする中で利害関係人の参加手続ともいえ、今後の制度の創設・運用における重要論点となる。

また、この制度の開始に当たっては、他方で、近年自治体において導入も始まったいわゆる政策評価や事務事業評価といった新しい仕組みとともに、情報の共有という点からの情報公開制度の適切な運営が稼働していくことも欠かすことができない。

自治体においては、実務の中でパブリック・コメント手続に乗せることの可能なものを選択し、試行錯誤といった実験を通して制度を改善しながら、着実に育てていくことが必要である。

パブリック・コメント手続を経

たが、従来の想定範囲内の結論にとどまり、手間や時間といったコストがかかったに過ぎなかったといった事態が生じる可能性もある。しかし、手続的な透明性は確実に向上する。職員・組織独占型の従来の行政執行過程を変革させる点に意義があると同時に、政策の形成や推進といった過程が、よ

## 4 結びにかえて

最近、首長が住民と庁舎で直接対話するオフィスアワーや、首長自らが出向いて意見交換するタウンミーティングという制度をとる自治体も多い。

首長は対話に熱心に取り組んでいるともいえる。それは、選挙時の票に結びつくためだけであると、は言い切れない。

日本人のコミュニケーションの原型は「寄合」にある。町内会、自治会などでも色濃く残っている。

「寄合」では、順番に自己の考えを述べる。何を考えているのかを明らかにするのが目的である。ここでは、一方が考えを披露し、他方は黙って聞くだけであり、お互いに丁々発止と議論するわけではない。こうした「寄合」を重ねていくうちに、いつしか妥協点が見つかり、合意に達する。首長との対話も、「寄合」の効果を与えるこ

り住民にとって身近なものとなり、さらに高度な段階へと発展していく鍵となりうる。自治体は、こうした新しい行政手法を加えて、住民と真に対話する行政の確立へ向けて、熱意と創意により、従来の仕組みを再構築し、実りある地方自治の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

とができると指摘することは、度が過ぎていであろうか。

しかし、ある意味では、審議会、対話、公聴会、首長への手紙等をはじめとするこれまでの行政の仕組みも、こうした「寄合」の流れを受け継いでいるといえるのかもしれない。迷惑施設への住民の反対運動が、究極的には、住民投票を指向していく流れもある意味では必然的であるともいえる。

本稿における私の結論は、こうした事実も受け止めつつ、今後の行政施策の展開に当たっては、対立点を明示し、双方向の議論を行っていくうえで共通の理解を醸成していく流れに徐々に変えていくことが必要であるというものである。パブリック・コメント手続はその手段として有効な可能性を秘めているというものである。

一九九九年五月二十一日、佐渡

で朱鷺のひなが誕生した。卵の殻を内側から突き破る「はし打ち」が長時間続いた。卵から生まれる時に親鳥がコンコンとたたいて呼びかけ、ひなは殻の内側からコンコンと合図し、外からの合図と中からの合図とが相俟って殻が割れる。これは「啐啄」といわれる。

外側と内側とたたき合うことによって機が熟し、誕生という結果を生むということが強く印象に残った。

自治体における改革も、住民による外からの改革と職員組織による内からの自己改革の気運が一致したとき、新たな出発を迎えるのではなからうか。新しい自治の風に大いに期待したい。

本稿は、筆者が本年三月までの二年間の総務部税務課勤務時代、山梨学院大学大学院公共政策研究科修士課程（行政法専攻）において研究した成果の一部である。この場をお借りして、御指導、御支援をいただいた多くの皆様に改めて感謝申し上げる。

- (注1) 清水修二「NIMBYシンドローム考」27-28頁(東京新聞出版局、1999年)  
 (注2) 清水・前掲注(1)260-263頁  
 (注3) 新川達郎「第5章政策形成の担い手たち」佐々木信夫編著「分権時代の自治体職員2 政策開発-調査・立案・調整の能力」178-179頁参照(ぎょうせい、1998年)  
 (注4) 西尾勝「行政学」244頁(有斐閣、1993年)  
 (注5) 椎名慎太郎「行政の透明化と審議会」山梨学院大学行政研究センター編「行政の透明性」124頁(第一法規、1997年)  
 (注6) 椎名・前掲注(5)104頁  
 (注7) ジュリスト810号44頁参照(1984年)  
 (注8) 総務庁の谷合俊一は、提出された意見・情報に対する行政機関の考え方を公表することが、最も大きなこの手続の特徴であるとしている。谷合俊一「規制の設定等に係る意見提出手続(パブリック・コメント手続)の導入」ジュリスト 1159号93頁(1999年)  
 (注9) 藤原静雄「政策過程の透明化と市民参加」ジュリスト1161号145-146頁参照(1999年)

## パブリック・コメント手続要綱試(私)案

### 1 目的

市の行政施策の推進過程における市民参加を保障し、政策形成過程において広く市民に政策案を公表し、市民等の多様な意見、情報、専門知識(以下「意見等」という。)を把握するとともに、これらを考慮して意思決定を行うことが必要である。市民の意見等を聴取することが必要と思われる政策等について、意思決定前に案等を公表し、広く市民の意見等を求め、政策決定等に反映していくこととし、もって政策形成過程における市政の公正の確保と透明性の向上に資することとする。

### 2 対象

市としての意思決定前に市民の意見等を広く聴取することが必要と判断される政策案とする。

### 3 実施方法等

政策推進室は、政策案の所管課が作成した案等の概要及び問い合わせ先等必要な事項について、新聞、市公(広)報、市ホームページ等により市民に広く周知し、意見等を募集する。また、政策案の所管課は、政策案及び市民等が当該案を理解するために必要な公表資料を作成し、市ホームページに掲載するとともに、市役所窓口(支所を含む。)に備え付けるものとする。

政策案等については、問題の所在及び案等の作成過程を簡潔にまとめ、複数の案をその対立点を整理したうえで示すよう努めるものとする。

また、政策案の所管課は、市民からの要望に応じて、適宜必要な情報の提供に努めるものとし、所管部局の幹部職員は、市民等から要望がある場合には、必要に応じ、市民等の集會等に出向き政策案等について説明を行うものとする。

### 4 市民の意見等の提出方法及び募集期間

市民の意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールとし、案等の公表時に明示する。

市民の意見等の提出先は、政策案の所管課とする。

募集期間は1ヶ月程度を目安とし、事業の内容により適宜設定し、案等の公表時に明示する。

### 5 意見等の公表及び活用

担当課は、提出された意見等を整理し、必要に応じ、他の所管関係部局に協議し、市としての考え方をとりまとめ公表する。また、提出された意見等を十分に考慮して意思決定を行うものとする。

### 6 その他

審議会においては、最終報告とりまとめの前に、市民等に意見等の提出を求め、審議会の審議に反映させることができる。

このほか、実施に際し必要な事項は、政策推進室長が別に定める。

# 地方公共団体における

# バランスシートの作成について

市町村課財政担当 副主査 中込 良夫

## はじめに

地方公共団体の決算に地方自治法令を改正し、制度的にバランスシートを導入すべきなどの意見は、昭和三十七年の地方財務会計制度調査会の答申で出されていたが、税収が順調に伸びていた時代には、これを顧みることはなかった。

しかし、バブル経済崩壊後の景気の低迷に伴う大幅な税収減が慢性化する一方で、景気浮揚のための公共投資額の増大により歳出が膨張したことから、地方公共団体の財政状況は、国と同様に厳しさを

が増しており、抜本的な財政再建の必要に迫られていることに加え、住民の公共投資に対する関心が高まってきた。

さらに、従来の行政サービスの質を保持しながら住民の要求に応えるにはコストを意識し、それを最小限に抑える必要がある。

この様な状況下で、それぞれの自治体の財政状況をより的確に把握することを志向し、現行会計の限界を補完するひとつの指標として、民間会計手法の貸借対照表（以下「バランスシート」という）を作成するという動きが全国的な広がりをを見せている。

こうして作成されたバランスシートは、作成基準が統一されていないため、地方公共団体間の比較が困難であるとの指摘があった。

自治省では、このような全国的な動向に対応して、平成十二年六月に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を発足させ、地方公共団体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するための手法について調査及び検討を重ねてきたところである。そして、平成十二年三月に「住民にわかりやすく公表するための手法」、全国の地方公共団体で比較的容易に取り組むことができることを支援する」という観点に立った、バランスシートを同研究会報告書として発表した。特にバランスシートのマニュアル作成の考え方について、次の二つの分類が検討された。

① 財産目録の要約表としてのバランスシート

② 期間損益計算の補助手段として、費用とよまない支出を一覧表にしたバランスシート

③ 企業内部における資金の源泉と用途を表すバランスシート

研究会では、これらについて検討の結果、バランスシートはもともと効率的な企業経営を行うために経営者が自らの経営資源等を的確に把握することを目的として提唱されたものであり、税金の効率的な活用が求められる地方公共団体の財務運営に役立つということから、③の考え方に沿って作成する見解がとられている。

これにより、それぞれバラバラであったバランスシートの作成基準が示され、作成の環境が整えられた。

## 自治省研究会の基本的考え方

バランスシートの作成については、これまで、十都府県と二十一市区町村（平成十一年度末現在）で作成公表

されたが、その作成の「理念」や「基準」が明確になつていなかったため、それぞれ独自の手法で作成していた。

## バランスシート作成マニュアルの概要

### 1 作成上の基本的前提

○対象会計範囲  
普通会計を対象とする。

### ○二年基準

固定・流動の区分については、原則として二年基準を採用する。

○配列法

固定制配列法とする。

○バランスシート作成の基準日

会計年度の最終日を作成の基準日とする。

○出納整理期間

出納整理期間における出納については、基準日までに終了したものととして処理する。

○基礎数値

昭和四十四年度以降の決算統計データを基礎数値として用いる。

2 バランスシートの内容

バランスシートは、表のとおり資金使途と調達資金の内容を「資産の部」と「負債・正味資産の部」に分けて表している。

①資産の部には、行政目的別の有形固定資産、貸付金や特定目的基金等の投資等、財政調整基金、減債基金、現金・預金等の歳計現金、地方税や使用料等の未収金の流動資産を計上

②負債の部には、固定負債として作成基準日における地方債残高から翌年度に予定される元金償還額を控除した額の地方債、年度末に職員全員が普通退職したことを想定し、その支給額を計上する退職給与引

当金や債務負担行為を計上し、流動負債として地方債翌年度償還予定額・翌年度繰上剰余金に分類して計上

③正味資産の部には、国庫支出金、都道府県支出金と一般財源等に分類して計上

なお、営利活動を目的としない地方公共団体のバランスシートの作成のため、資本、持分等の名称は避けられている。

また、バランスシート上に表示する情報が詳細すぎると概観性を失うことになりかねないので、詳細情報については適宜、付属書類で開示する事としている。

開示する資料としては、次のような書類が考えられる。

○有形固定資産の取得価格、減価償却累計額等の情報を表示する有形固定資産明細表

○主な投資分野ごとに、土地の取得価格の累計額を表示する土地明細表

○普通建設事業費に係る補助金、負担金等の状況

○主な有形固定資産の名称、取得価格、減価償却累計額等の情報

バランスシートを活用した財政分析

作成されたバランスシートの分析手法は、次に掲げられるものが考えられており、時系列又は地方

公共団体間で比較する場合に役立つことが期待される。

①社会資本形成の世代間負担比率

(有形固定資産の世代間負担の比較)

社会資本整備の結果を示す有形固定資産のうち、正味資産による整備の割合を見ることによって、これまでの世代によって既に負担された分の割合を見ることができると、また、負債に着目すると、将来返済しなければならぬ分の割合を見ることができると、

②予算額対資産比率(資産形成のための歳入総額比較)

歳入総額に対する資産の比率を計算することにより、ストックである資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができると、

③有形固定資産の行政目的別割合(行政分野ごとの資産形成比重の把握)

有形固定資産の行政目的別割合を見ることにより、行政分野ごとの資産形成の比重を把握することができると、このデータを団体間で比較す

ることにより、団体ごとの資産形成の特徴を理解する事ができる。

④有形固定資産の行政項目別経年比較(行政分野ごとの社会資本形成の把握)

行政目的別の有形固定資産を経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを理解できる。

⑤住民一人当たりバランスシート(他団体との単純比較)

通常のバランスシートでは、団体の人口規模等により単純な他団体比較が困難であるが、バランスシートの各項目の数値を住民一人当たりで算出することにより、単純な比較に役立つ。

⑥行政運営コストの算定(行政運営コストを説明する計算書)

減価償却の考え方を発展させることにより、当該会計年度の現金の出納に止まらず、行政運営コストを説明する計算書が作成できる。

今後の課題

今回の手法で対象としている範囲は、あくまでも普通会計に限定されているが、地方公共団体全体としての真の財務状況を表すためには、普通会計の他に上水道事業

や下水道事業などの企業会計、直接的には経営していないものの、出資をしている財団法人や公社の会計等を連結していくことも必要である。

また、企業会計ではバランスシートと、費用と収益の差額を計算する「損益計算書」が一對となつて財務諸表を構成している。バランスシートは各会計年度末の財政状態を明らかにするものであることから、これとは別に一会計年度の期間中の変化を明らかにする指標（損益計算書）も必要になると考えられる。

地方公共団体の存立目的は住民福祉の向上であり、租税とコストの差額を極大化することが目的ではないので、損益という言葉は適切ではないが、行政サービスが住民負担の範囲内のコストで収まっているか否かを示す「行政コスト計算書」の必要性も論じられている。

## 終わりに

今回示された手法に基づいて作成されるバランスシートは、まだ発展段階にあることから、自治省では多くの団体にバランスシートを作成してもらい、これについての比較・検討を積み重ねることにより、作成手法の一層の改良や改善を図って行きたいとしている。

さらに、研究会では平成十二年度も引き続き検討を重ねており、その内容は順次示される予定である。

## バランスシート

(平成〇〇年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<b>【資産の部】</b> 1.有形固定資産 (1)総務費 _____ 0 (2)民生費 _____ 0 (3)衛生費 _____ 0 (4)労働費 _____ 0 (5)農林水産業費 _____ 0 (6)商工費 _____ 0 (7)土木費 _____ 0 (8)消防費 _____ 0 (9)教育費 _____ 0 (10)その他 _____ 0 計 _____ 0 (うち土地 _____ 0) 有形固定資産合計 _____ 0 2.投資費 (1)投資及び出資金 _____ 0 (2)貸付金 _____ 0 (3)基金 ①特定目的基金 _____ 0 ②土地開発基金 _____ 0 ③定額運用基金 _____ 0 基金計 _____ 0 投資等合計 _____ 0 3.流動資産 (1)現金・預金 ①財政調整基金 _____ 0 ②減債基金 _____ 0 ③歳計現金 _____ 0 現金・預金計 _____ 0 (2)未収金 ①地方税 _____ ②その他 _____ 未収金計 _____ 0 流動資産合計 _____ 0 <b>資産合計 _____ 0</b>	<b>【負債の部】</b> 1.固定負債 (1)地方債 _____ 0 (2)債務負担行為 ①物件の購入等 _____ 0 ②債務保証及び損失補償 _____ 0 債務負担行為計 _____ 0 (3)退職給与引当金 _____ 0 固定負債合計 _____ 0 2.流動負債 (1)翌年度償還予定額 _____ 0 (2)翌年度繰上充用金 _____ 0 流動負債合計 _____ 0 負債合計 _____ 0  <b>【正味資産の部】</b> 1.田庫支出金 _____ 0 2.都道府県支出金 _____ 0 3.一般財源等 _____ 0 正味資産合計 _____ 0 <b>負債・正味資産合計 _____ 0</b>

※債務負担行為に係る補償等

①物件の購入等に係るもの \_\_\_\_\_ 0 千円  
 ②債務保証及び損失補償に係るもの \_\_\_\_\_ 0 千円  
 ③利子補給等に係るもの \_\_\_\_\_ 0 千円

各市町村では、これを契機にバランスシートに対しての理解を深めていただくとともに、是非ともバランスシートの作成に取り組んでいただきたい。

そして、バランスシートでの公表等を通じながら、住民の理解が得られるよう積極的に財政状況を公表されることを期待する。

# 新再任制度の導入にあたって

市町村課行政選挙担当 主任 林 貴彦

## 1 はじめに

新再任制度の具体的検討を行う上で、ポスト及び新再任用職員の採用者数は当局においても、また、新再任用を希望する側にとっても重要な検討要素である。

今回、特に新再任用ポストの確保や人事管理上の長期的な視点から新再任用制度の活用について考察を行う。

## 2 長期的な視点から新再任用制度の検討

(1) 長期的な視点からの検討の必要性

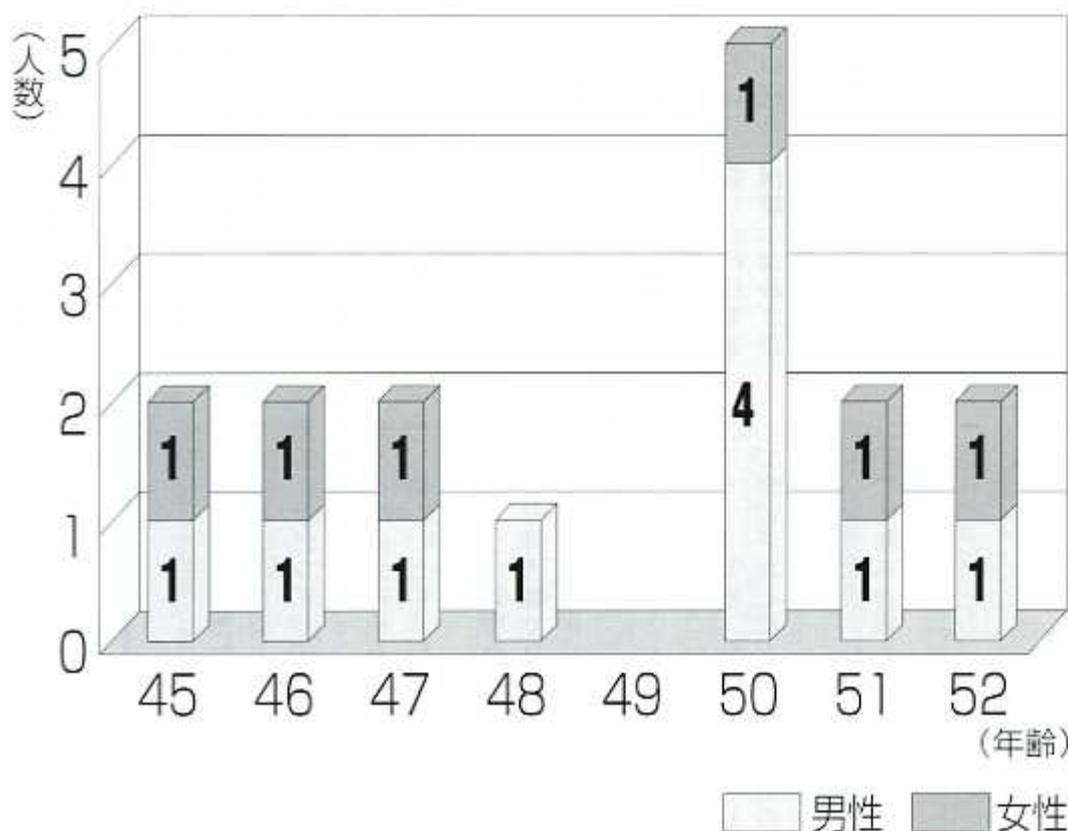
人事管理上、長期的な視点から新再任用制度の検討を行うことは不可避である。

なぜなら、新再任用制度中、フルタイム勤務職員については、定員の一名としてカウントされ、短時間勤務職員についても別途管理（短時間勤務職員の導入により軽減された常勤職員の業務量に見合

う定員を削減する方向で国において検討されている）することとされ、定員管理の視点無くして新再任職員の採用はあり得ないからである。

また、地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（平成九年十一月十四日）では、定員適正化計画を行政改革大綱に位置づけるとともに住民に公表することが要請された。

図1



これは、地方分権の推進により地方に権限が委譲されることは、時代の要請であるが、地方行革の実施により簡素で効率的なシステムを構築することが地方が国から権限を受ける大前提であると、国会等において、議論されてきた経緯があることによる。

(2) 職員構成の検討

まず、各団体においては、年齢ごとの職員構成を明らかにする必要がある。(図1参照)

この結果を踏まえ、新再任用制度が活用できる世代をチェックしておく。

例えば図1の場合、五十歳の世代が突出した職員数となっており、この世代の職員が退職した場合に同数を新採用職員として採用すると数十年後には、現在と同様の事態を繰り返してしまふ。

こうした世代による職員数のバラツキは、職員処遇の難化や財政支出の急激な増加(退職手当の準備)、さらには、行政経験を有する人材の大量喪失を生ずることとなる。

したがって、こうした世代を解消するために、図1のケースでは、五十歳の世代が退職した次年度は、新卒採用者を2名とし、3名を新再任用職員とする等の取り扱いは必要となってくる。

以後、数年間の最も効率的な採用を検討すると図2のとおりである。(図2中、Bの時点で一時的

に従来の職員数を上回るが、翌年度にはこれも解消され、世代ごとに均衡のとれた形が達成されることとなる。)

新再任用制度にはこのような活用法もある。

図2

	図1中の50歳の者が退職する翌年度の採用者数等	Aの翌年度の採用者数等	Bの翌年度の採用者数等
	A	B	C
新卒採用者数	5	5	0
前年度退職者数	2	2	2
新再任用採用者数	3	3	0

3 ポストの検討

人事当局において新再任用職員のポストを検討していくと突き当たる問題は、〇〇担当といったいわゆる「ライン」の中でポストを用意するのか、または「スタッフ」と言った「ライン」とは一線を画するポストを用意するかである。

この際、特に「ライン」職の場合は、担当内の職務を再編する必要がある。(「スタッフ」職であっても職務再編が必要ない訳ではない)

(1) 職務の再編

職務の再編無くしてポストを創設することは、(新しい行政需要が生じない限り)困難と言わざるを得ない。したがって人事当局では、庁内の各職員がどのような職務を年間を通じて行っているのか実態を把握することがまず必要である。

この結果により、各担当ごとに共通する職務を抽出する等の方法で職務再編することが可能となってくる。(担当内で一名分の事務が抽出できないならば、課内にままで抽出範囲を広げること)

具体的な方法については、図3のとおり。(年度中のある時期に事務が集中するような業務については、一名に任せる事務になじまず、年間を通じて従事できる業務

を検討する必要がある。)

(2) スタッフ職について

管理職(課長以上)で退職した者を、ラインの中のポストで処遇することは、ライン全体のバランスや指揮命令系統を一本化する上で、難しいという話をよく耳にする。

このように管理職の立場で退職した者や管理職でなくとも特定分野に高い能力を有する者を無理なく処遇するには、スタッフ職として再任用することが、有効な方法と考えられるところである。

〇スタッフ業務(特命業務)として想定される職を挙げると次のとおり。

- ① IT担当官
- ② 住民基本台帳ネットワーク担当官

- ③ 土地開発公社改革担当官
- ④ 第三セクター改革担当官

- ⑤ 新税企画官
- ⑥ 合併・広域行政担当官

- ⑦ 行政改革担当官
- ⑧ 庁舎整備担当官

- ⑨ 外部監査導入企画官
- ⑩ 情報公開企画官

- ⑪ 個人情報保護企画官

なお、③及び④については、新再任用職員として、一旦任用し、土地開発公社等へ派遣のうえ、当

図3

環境・建設課 建設係 (一人が1年間に行う業務量を「1」とする)

●職務再編前

	A係長	B	C	D	E	計
担当総括	0.4					0.4
設計書作成		0.2	0.2	0.3	0.3	1.0
現場監督	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.8
用地交渉	0.4	0.3	0.2	0.2		1.1
測量		0.2	0.2	0.2	0.4	1.0
登記事務		0.1	0.2	0.2	0.2	0.7
計	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0

●職務再編後

	A係長	B	C	D	再任用	計
担当総括	0.4					0.4
設計書作成		0.3	0.3	0.4		1.0
現場監督	0.2	0.2	0.2	0.2		0.8
用地交渉	0.1				1.0	1.1
測量	0.2	0.3	0.3	0.2		1.0
登記事務	0.1	0.2	0.2	0.2		0.7
計	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0

※職員Eについては、別の係へ異動

該組織の建て直しを図るといった形態も検討の余地があると思料されるが、新再任用制度が単年ごとの任用であることから、どこまで改革等を推進できるかといった課題を詰めておく必要がある。

(3) ライン職について

(2) の中で述べた者以外の者であって、実務的に優れた能力を有する者などは、ラインの中で処遇

- することも一つの方法であると考えられる。
- ラインの中の業務として(スタッフ業務としても想定可能) 想定される職をあげると次のとおり。
- ① 徴税専門官
  - ② 用地交渉担当官
  - ③ ゴミ問題担当官
  - ④ 法制執務企画官
  - ⑤ 住民相談担当官

4 その他

(1) 個人の意向把握等

今後、数年のうちに定年を迎える者に、新再任用制度を周知すると同時に、希望のポスト(ライン職又はスタッフ職の別も含めて設定)さらに、希望の勤務形態(フ

(2) 給与の格付け

例えば、現状すでに、管理職の立場で退職した者を非常勤職員等として雇用して、今後も引き続き、当該制度の維持を考えているような団体にあつては、当該制度と新再任用制度との均衡を考慮して、非常勤と同一の給与水準(新再任用制度の給料表・一級〜三級程度)で新再任用職員を格付けするといった考え方も検討の余地があるのではないか。

また、業務の困難度合いや対外的な信用の問題からある程度高い給与格付けを与えなければならぬ職務も考えられる。(例としては、(2)⑥のような他団体の管理職相当との交渉が想定され、かつ、業務の困難度が相当程度高い

ルタイム勤務又は短時間勤務)等のような事項について意向把握を行うことも人事当局にとっては必要な対応である。

また、職員が、新再任用制度を活用する際、フルタイム勤務又は短時間勤務のいずれかを選択するにあたっては、年金受給額がどのように変化するかといった点も大きな判断要素と考えられることから、積極的な情報提供を人事当局は配慮すべきであろう。(図4参照)

職務)  
(3) その他  
職務の再編を行った後は、事務  
決済規則や級別職務分類表等を職  
務再編後に合わせた形で整理する  
必要も生じてくる。

5 終わりに

地方公務員制度調査研究会報告  
(平成十一年四月二十七日)及び  
本年度の人事院報告等を見聞する  
につけ、今後多くの公務員制度改  
革が実施または予定されている。

今般の新任用制度は、公務員  
制度改革のいわば序章であり、各  
団体の人事当局の積極的な取り組  
みが期待されている。

団体規模により再任用できる職  
員数には相違があるが、人事当  
局としてできる限りの努力を行う  
ことが要請されており、その際、  
今回の検討が少しでも参考となれ  
ば幸いである。

図4 特別支給の退職共済年金に係る再任用に伴う在職一部支給額(H12.4.1現在)

例)昭和16年8月15日生まれ 男性 平成14年3月定年退職 加給年金額加算対象配偶者有

決定年金額	3,000,000円			
(内訳)		構成比		
定額部分	870,648.48	29%	支給年金額	1,795,500円
厚年部分	1,539,515.24	51%	加給年金額	3,000,000円
職域部分	255,949.18	9%		
加給年金	333,900.00	11%		
合計	3,000,012.90	100%		

1.平成14年4月再任された場合(フルタイム)

1)60歳から別償の給付を受給している間

単位円

格付け	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
給与月額	153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800
基準給与月額	191,750	239,875	276,875	324,500	346,875	377,500	399,375	427,500	472,500	517,250
年全月額	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292	128,292
支給基本額	102,634	102,634	102,634	10,634	102,634	102,634	102,634	102,634	102,634	102,634
支給額	65,442	41,379	22,879	0	0	0	0	0	0	0
加給年金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支給合計額	65,442	41,379	22,879	0	0	0	0	0	0	0

※年金金額とは、職員部分及び加給年金額を除く ※支給額とは、厚年部分に係る額である

2)特例による退職共済年金の支給年齢に達した月の翌日からその年末まで

単位円

格付け	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
給与月額	153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800
基準給与月額	191,750	239,875	276,875	324,500	346,875	377,500	399,375	427,500	472,500	517,250
年全月額	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850	200,850
支給基本額	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680	160,680
支給額	94,465	70,402	51,902	28,090	16,902	0	0	0	0	0
加給年金額	27,825	27,825	27,825	27,825	27,825	0	0	0	0	0
支給合計額	122,290	98,227	79,727	55,915	44,727	0	0	0	0	0

※年金金額とは、職員部分及び加給年金額を除く ※支給額とは、厚年部分に係る額である

2.平成14年4月再任された場合(パートタイム)

再任用期間中は、年金は満額支給される。(支給制限対象となる給与所得は、平成15年分の給与所得金額から)

支給年金額 1,795,500円 (60歳から)

支給年金額 3,000,000円 (61歳から)

※図4は県職員厚生課より参考提供

## 苦言



地域づくりネットワーク21塾会長  
(環境芸術ワークショップ代表) 高橋 辰雄

時代は大きく変わろうとしている。数年にわたる県支援の地域づくり事業に参加し様々な地域の実情を見て感じたことは、その変化の兆しが、私たちの足元に迫りもはや他人事ではなくなっているということがある。お体裁の官民のパートナーシップではなく、まさに住民主体の地域経営に転換する時期にきている。そう実感する。自然保護やゴミ、リサイクル等の環境問題。障害者や老人への福祉的支援。伝統文化の継承。海外との交流。そして行政の枠を越えた民間サイドのNGO活動等々。私たちの身のまわりには実に多様な市民活動がある。参加者もまた学生から年配者まで幅広く、女性の進出は著しい。その広がりは行政の把握をはるかに越え社会的な影響力を増している。

かような多様なボランティアな動きを、まずは戦後日本の豊かさの証と見ることができらるだろう。バブル崩壊後の不況下とはいえ、私たちはそのゆとりの一部を有意義な社会活動に費やせるようになった。それはまた、従来の発想では

解決できない矛盾や破綻が地域のあちこちに立ち現れてきたことにもよる。これ以上先延ばしできない問題。何かが変わらなければならぬと、暮らしの先行に不安があるからこそ、自主的な住民の動きもまた活発になってきたのではないが。

だが残念なことに、この広範な住民パワーを、行政はあまり真面目に受け止めていない。生涯教育の一環とか、行政サービスを補完する無酬の労力ぐらいにしか捉えていない。「ボランティアの義務化」も「県民総ボランティア運動」もどこか時代錯誤の感じがぬぐいきれない。とまどいながら支援を続けている点、企業もまた同様に見える。国の財政を見れば、遠からず上からの支えは減らざるをえない。適度な規模の市町村こそ、住民が自由に参画できるスリムな行政のモデルになるべきではないのか。お互いもう一歩前へ出て、その役割分担を明確に意識する。住民もまた単にサービスを享受するだけでなく、行政や企業の動きをチェックできるほどの力量を持

たねばなるまい。経済の推進力である企業とも行政ともまた違ったいわば第3の市民セクターをパランス良く社会に配する為には、今まだ未熟な様々な市民活動を暖かく見守り育て上げていく社会全体の気運が大切に思われる。

「地方分権」、「NPO法」、「IT革命」。そして自然や弱者と共に生き、官民の協働をめざす「共生の時代」という言葉もすでに目新しくはなくなった。新しい概念をただ横並びに付け加えただけでは何も起らない。多くの人々は、大波が来てもそうたやすくはくじけない足腰の強い地域社会を願っている。時代を変える真の力は、外からの言葉でもなければ上からのお金でもない。私たちひとりひとりの内部に、地域の日々の暮らしの中にこそあるのではないか。住民ひとりひとりが少しばかり生き先を変えて自らの意志で地域づくりに参加することからすべては始まる。

# 山梨地方自治研究会本格的にスタート!

山梨地方自治研究会 村松 広幸 (市長会)

## これまでの取り組み

山梨地方自治研究会は、昨年7月、地方分権一括法が成立し、地方分権が実行の段階に到り、市町村職員の政策形成、法務能力の1層の向上が求められること、分権における県と市町村の新たな関係、対等・協力のスタンスを踏まえ、県市町村課、市長会、町村会及び参加を希望する市町村職員を主なメンバーとして誰でも気軽に参加できる自主的な研究会として発足した。

昨年度の取り組みについては、地方分権一括法に関連して市町村例規の整備の必要性に関する調査研究を行い、見直し等必要となる例規を取りまとめるとともに、手数料条例試案を作成し、各市町村へ情報提供を行った。

また、昨年5月の情報公開法の成立を受けて、今後、市町村における情報公開条例の制定、既存条例の見直しの動きが活発化することを予想し、情報公開に関する調査研究を進め、情報公開条例試案を作成した。

更に、住民基本台帳ネットワークが構築されることなどを踏まえ、個人情報保護条例試案を作成した。

こうした取り組みについて、県内市町村はもとより先進的な取り組みとして官庁速報等でも紹介されたこともあって、全国の市町村から多くの問い合わせをいただくなど、本研究会の取り組みは、一定の成果を収めたところである。

## 本格的に発足

本年度は、これまでの取り組みや地方分権の進展を受け、分権にふさわしく市町村が真に自立した主体として、自らの施策を自在に推進できるよう、市町村職員の政策形成能力、法制執務能力などの高度・専門的な能力の向上を図るための研究会として、本格的な取り組みを行うため、自主的な研究会から研究会設置要綱を設け目的等を明確にした上で改めて本年9月に発足したところである。

研究会の具体的な運営については、次のとおり行うこととしている。

### ●研究会の設置・運営

研究会は、市町村が自主的、主体的に取り組む研究会として市長会及び町村会が共同で設置し、それぞれの事務局長が代表運営委員

を務め、市長会及び町村会の担当者が運営委員として研究会を運営していく。

### ●研究会への参加者

研究会の参加者は、希望する自治体職員とし、これまでの市町村職員のみ参加にとどまらず、県職員にも参加を呼びかけ、県と市町村職員が共に取り組む研究会とする。

### ●研究会の参加人員

具体的な研究をする研究員については、10名程度とする。

この研究員については、研究会に原則毎回出席できることが条件である。

ただし、毎回出席はできないが参加を希望する者については、オブザーバーとして参加することが

可能。オブザーバーの人員は制限しない。

なお、研究事項によっては、分科会を設置し研究を行う。

### ● 研究事項（研究テーマ）

研究事項については、市町村が希望するテーマとする。

これまでの研究テーマは、県市町村課所管事項が中心であったが、今後は、全ての分野の施策を研究事項の対象とする。

### ● アドバイザー

研究事項によっては、大学の先生をはじめ県職員等にアドバイザーをお願いし、専門的な研究を行う。

### ● 研究成果の報告

研究会の研究成果については、本誌「山梨・自治の風」への掲載をはじめ市町村振興協会のホームページなどを活用し、報告する。

### ● 事務局

事務局は、市長会及び町村会において1年ごと交互に務めるが、本年度は、市長会において事務を処理する。

## 終わりに

当面の研究としては、市町村からのニーズが多い文書管理規程について、調査研究を行うこととしている。

本研究会は、先に述べたとおり、地方分権の担い手である市町村職員の能力向上のため、また、これまでのように県が主導の研究会ではなく市町村が自主的主体的に取り組むための研究会として設置したものである。

よって、今後、研究テーマをはじめ研究会に対するご意見等お寄せいただくとともに、積極的に参加していただけることを願っている。



## 山梨地方自治研究会設置要綱

### 目的

第1条 山梨県市長会及び山梨県町村会は、実務的な共同研究を通じて地方分権の推進に伴い必要とされる地方自治体職員の政策形成能力や法務能力等の向上を図るため、山梨地方自治研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### 構成

第2条 研究会の構成員は、研究を希望する地方自治体の職員で構成する。

### 代表運営委員

第3条 研究会に代表運営委員を置き、山梨県市長会事務局長及び山梨県町村会事務局長をもつて充てる。

### 運営委員

第4条 研究会の円滑な運営を図るため運営委員を置き、山梨県市長会及び山梨県町村会の実務担当者並びに代表運営委員が指名する者をもつて充てる。

### アドバイザー

第5条 研究会に専門的な事項の研究のために、アドバイザーを置くことができる。

### 会議

第6条 研究会の会議は、代表運営委員が招集する。

### 報告

第7条 研究会の成果は、財団法人山梨県市町村振興協会発行の市町村職員情報誌「山梨・自治の風」等に逐次掲載し、市町村へ報告する。

### 庶務

第8条 研究会の庶務は、山梨県市長会及び山梨県町村会において、1年ごとに交互に務め、処理する。

### その他

第9条 この要綱に定めるもののほか、この研究会の運営に関し必要な事項は代表運営委員が協議して定める。

### 附則

この要綱は、平成12年9月13日から施行する。

## 定期健康診断について



山梨県健康管理医  
辻 守昭

### 健康診断と法律

臨床医である私には、法律の文章の表現がすぐには理解できないことがしばしばあるのですが、敢えて先ず定期健康診断に関する法律条文を挙げてみます。

（健康診断）として「労働安全衛生法第六十六条 事業者は、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」、中略、「同条5 労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。……」とあります。

また（定期健康診断）として「労働安全衛生規則第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医

師による健康診断を行わなければならない」とあり、以下検査項目が列挙されています。その後「2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号（第四号を除く）に掲げる項目とする」と、私にはよく分からない文章が長々と続いていて、「……については……医師が必要でない」と認めるときは省略することができると、要するに、事業者であります。地方自治体は原則としては全職員に対して定期的に健康診断を行わなければならない、また職員はそれを受けなければならないと定められています。

では何故定期的な健康診断が必要なのか、それを医師の立場から述べてみたいと思います。

### 「成人病」について

「成人病」ということばは昭和三十年代初期から用いられてきました。当時の厚生省の見解としては「成人病とは主として、脳卒中、癌などの悪性腫瘍、心臓病などの四十歳前後から急に死亡率が高くなり、しかも全死因のなかでも高位を占め、四十〜六十歳ぐらいの働きざかりに多い疾患」とされています。つまり、これらの疾患群を「加齢」という発症因子に着目して「成人病」と呼ぶことにしたのである。

その後この行政用語は国民の間にも医療関係者の間にも広く定着し、おおよそ、日本人の三大死因である悪性腫瘍と、心疾患（とくに虚血性心疾患）・脳血管障害及びその基礎疾患である動脈硬化に関連する高血圧症・高脂血症・糖

尿病（とくに2型糖尿病）・肥満症・高尿酸血症などの疾病群を指す概念と解釈されてきました。医学用語についていくつか説明を加えます。虚血性心疾患とは、

心筋の栄養血管である冠動脈の硬化のために起こる狭心症・心筋梗塞をいいます。脳血管障害はいわゆる脳卒中のことと解していいでしょう。2型糖尿病とは、遺伝素因と過食・運動不足・肥満などの生活因子が相俟って、インスリンというホルモンが分泌はされてもその作用が障害されて働かないタイプの糖尿病をいいます。また、肥満症とは、肥満が病的に働く状態またはその危険性が高い状態と考えていいでしょう。

「成人病」で問題になるのは、病気が進行するまでは自覚症状が

## 「成人病」から「生活習慣病」へ

ないということ。例えば高血圧症があっても本人はなんの症状もなく気がつかずに放置する、そして致命的な脳卒中・心筋梗塞などを起こす。欧米では高血圧のことをサイレント・キラリー（沈黙の殺し屋）と呼んでいました。さすがに今日では高血圧症を指摘されて放置する人は少なくなりましたが、しかし同じくサイレントに進行する高脂血症や糖尿病の場合は、自覚症状がない、だから病気の怖さを認識しないままに放置し、やがては重大な合併症を来たす人が多い。またこれらの疾患を起こすリスクの高い肥満症についても、体重を落とすべきだと承知しつつ真剣に減量に取り組む人は少ない。

ある疾患の発症率を高めまたは重症化を促進する因子をその疾患の「危険因子」と言います。この「危険因子」の概念は、一九四八年に開始されたアメリカのフラミンガムという町の住民を対象とした虚血性心疾患の発症因子についての長期追跡調査が初めて提示したもので、最初に挙げられたのは、高コレステロール・肥満・喫煙の三因子でした。それ以後多くの調査研究があり一九六二年WHOは、虚血性心疾患の危険因子として上記三因子に加えて高血圧・糖尿病・遺伝を挙げています。その後、非健康的食事習慣・運動不足・ストレスなども追加されました。

「危険因子」という概念は広く予防医学の分野で定着しています。例えば、食塩の過剰摂取・肥満・運動不足・ストレスが高血圧症の危険因子であり、その高血圧症は脳卒中・虚血性心疾患の危険因子である、喫煙は呼吸器癌・虚血性心疾患・肺気腫等の危険因子である、高脂肪食と食物繊維摂取不足は大腸癌の危険因子であるなど、多くの調査研究が明らかにし、学会でも確認されています。また最近

近は危険因子の重複ということが問題になっていて、危険因子を数多く持つていければいほど、脳・心臓の血管事故の発症率が高くなるということが統計的に証明され、一九八七年以来いくつかの「危険因子重複症候群」が提唱されていますが、その中に「死の四重奏」というのがあります。上半身肥満（男性に多く見られるウエストに脂肪が蓄積するタイプの肥満）・糖尿病・高脂血症・高血圧症の四つが揃ってそれが続けば、遠からぬ将来に葬送行進曲が演奏されま

すよという警告として、一般の方にも分かりやすく、なんとかしなければいけないという気を起こさせる、巧みな命名だと思えます。これに喫煙を加えて「死の五重奏」と呼んでもいいでしょう。

治療医学の領域でも、例えば高血圧症の治療は降圧剤の投与で血圧を下げることはできるがそれだけでは脳梗塞・心筋梗塞の合併症を十分に予防することはできない、食塩の制限・体重の適正化・禁煙・運動・ストレスの解消などの生活療法、すなわち生活習慣の改善が治療の上で欠かすことのできない

重要なものである、という考えが一九八八年にはっきりと打ち出されました。また2型糖尿病の治療では、薬物療法よりも食事療法と運動療法が治療の基本であることは既に常識となっています。

以上述べてきたことから、「成人病」の発症と進展には生活習慣が深く関わっていることがお分かりになったでしょう。

予防医学・治療医学のこのような流れを受けて、厚生省は平成八年（一九九六）に「生活習慣病」という概念の導入を提唱しました。生活習慣を「改善することにより、疾病の発症・進行が予防できるという認識を国民に醸成し、行動に結びつけていくために……今後、生活習慣に着目した疾病概念を導入し、特に一次予防対策を強力に推進していくことが肝要である。今後……「生活習慣病」という呼称を用い、「食習慣、運動習慣、栄養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義することが適切であると考えられる。……」

「生活習慣病」ということばは現在既に広く用いられるようにな



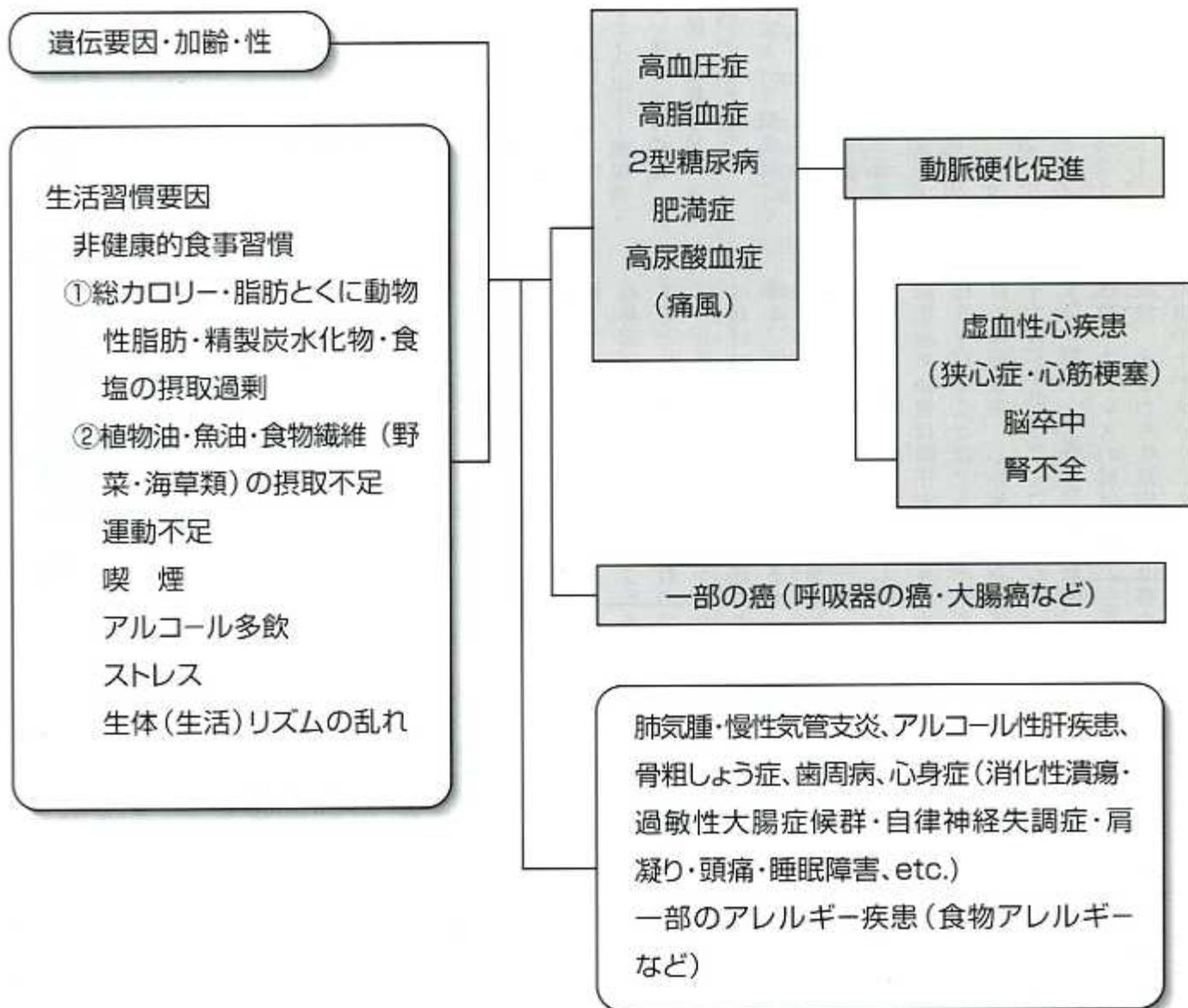
りましたが、その成り立ちを図式化したものが参考図です。遺伝要因・加齢・性の三つは修正不可能な危険因子、生活習慣要因は修正可能な、循環器系成人病の高血圧症から高尿酸血症までは治療可能な危険因子といふことになります。

「一次予防対策を強力に推進」とある「一次予防」とは、非健康的な生活習慣を修正することによって生活習慣病の発症をあらかじめ予防することを言います。

これに対し「二次予防」とは、疾患または危険因子を早期に発見し、早期治療に結びつけることを言い、従来の職域・地域における定期的健康診断がこれに当たります。

## 生活習慣病の成り立ち（その危険因子・進展）

（□は従来の成人病）



## 定期的健康診断の意義

「成人病」はその初期・中期に至るまで自覚症状がない、だから自覚症状がないうちに健康診断を受けなければならぬということ

を前に述べました。地方自治体が、職員については労働安全衛生法に基づき、住民については老人健康法に基づき、定期的に健康診断を行わなければならない、とされていることの医学的根拠はここにあります。「根拠」といえば、最近エヴィデンス（根拠・証拠）に基づく医療という考え方が医学の領域で提唱されています。その考えを踏まえながら法に定められた定期健康診断の検査項目を検討してみましよう。○印は全職員に行うべき検査項目、△印は四十歳未満の者（ただし三十五歳の者は除く）で医師が必要ないと認める場合は省略可能な項目です。

○自覚・他覚症状の有無―問診表を工夫することによって一部の心身症の拾い出しが可能。

○胸部エックス線検査―結核検査は本人一個の問題のみではなく集団の問題でもある故に必須。

○身長・体重の測定―肥満の判定に有意義。

○尿検査―蛋白（±）潜血（±）

以上でも腎機能検査（クレアチニン・尿素窒素）がなければ判断ができない。また近年の傾向から見て、尿検査の結果にかかわらず上記の腎機能検査に加えて尿酸の検査も必要。尿酸については空腹時尿で糖（+）となるのは糖尿病の病状が進んでいる者のみ。軽症の者を見落とす可能性あり。

○血圧の測定―高血圧症の発見に有意義。

△心電図検査―不整脈・虚血性心疾患等の発見に有意義。

△肝機能検査―肝臓は「沈黙の器官」であり自覚症状がないから検査は必須。ただし、GOT・GPT・ガンマGTPだけではアルコール性肝障害・脂肪肝の判定は可能であるが、慢性肝炎・胆道疾患については見落とす可能性が高い。

△血中脂質―総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール（いわゆる善玉コレステロール）の三者で高脂血症の診断が可能。

これにLDLコレステロール（悪玉）測定の実施も行えば診断がより正確になる。

△血糖―空腹時血糖測定と尿糖とで糖尿病の拾い出しはある程度可能。これに加えてHbA1cの検査も行うことが望ましい。

## 定期健康診断の事後措置

上記の健康診断項目の実施によって、循環器系生活習慣病は（現段階では高尿酸血症は検査項目に入っていませんが）早期発見可能になります。ただ、各地方自治体それぞれ事情によって、定期健康診断が必ずしも法に従って行われていないというのが実情のようです。さらに、診断が行われていても十分な事後措置がとられていないという現状もあります。

一方、職員の側にも問題があります。定期健康診断を受けて危険因子・異常を指摘されても、自覚症状がないからと「放置観察」する人が多い。これでは折角の健康診断も意味はありません。健康診断（二次予防）を活かすためには本人が自らのライフスタイルを反省し改善し危険因子を修正すること（一次予防）が、要医療とされた場合には医療機関を受診することが、必要なのです。

地方自治体には職員の定期健康診断と事後措置を行う義務がある。

各市町村それぞれの事情はあるでしょうが、それぞれに御工夫をお願い致したい。

職員にも健康管理について個人の責任・主体性を持った関わりを持たねばならぬという、意識改革をして頂きたい。治療という場においても、薬を服用していればよいという医者まかせの考えを捨て、生活療法という患者自身の責任と主体性を持った行動をとって頂きたい。それが「生活習慣病」という概念が導入されたこの時代の要請なのです。

この二点を強調して私の論の結びといたします。

なお、地方自治体と職員ということで話を進めてまいりましたが、地方教育委員会と市町村立学校の教職員のことにも念頭に置いてこの文を書いたことを申し添えます。

## 日本の日常生活での驚き

県国際課 国際交流員

ルーティビーヌ・オークレール(フランス)

ちん・ぶん・かん・ぶん??

珍感  
分聞

私が日本に初めて来たのは4年前でした。滞在中に学校では学べない日本を発見することができました。しかし、2ヶ月間という短い期間では、日本を十分に体験することはできませんでした。大学へ戻ると、授業と私の体験した日本との間に違和感を覚えたりしました。全く違う環境で、自分自身の習慣的な行動を変え、自分自身で、何か新しい事を発見できるのではという気持ちが生え、違う国でしばらく生活してみたいと思いはじめていました。そんな時、このJETプログラムへ参加する機会を得ました。この素晴らしい機会を最大限に活かせるように、山梨県での生活に挑戦しています。

さて、私の山梨での生活ですが、県の国際交流員として勤務しています。国際交流員の主な仕事はフランス語の翻訳と通訳、フランス語講座の講師、フランスに関するスピーチ、そして今年4月に山梨県と姉妹締結したソーヌ・エ・ロアール県との連絡調整などです。県庁での勤務を通して、日本の地方行政の在り方や組織に対する理解を深めることが出来ることは、私にとって貴重な経験となり、今後に役立つと思います。また、日本人の皆さんと毎日接することで、日本人との仕事の関係や人間関係の特性を少しずつ理解できるかもしれないと期待しています。この人間関係と仕事の関係はフランスとは全く違いますし、ほとんどのヨーロッパ人にとっても、全く不可解で、面くらうような場面が多いと思います。

日本人との人間関係と仕事の関係でその複雑さと豊かさにはいつも驚かされます。外国人にとって、その関係の複雑さは言語の問題ではなく、異文化から来る行動様式の違いだと感じます。例えば、去年の10月に東京にあるフランスの行政機関で研修を受けていた時のことです。外は段々涼しくなりましたが、暖かい服を持っていなかった私は、少し肌寒さを感じていました。そんなとき、以前ホームステイした友人の女性から偶然電話があり、そのような話をしました。私にとっては余り重要な話ではありませんでしたが、何と彼女はわざわざ私のために暖かい服を自宅から私の研修していた場所まで、二時間半もかけて電車に乗って、持ってきてくれました。私は受付で暖かい服が入った大きな袋を抱えた彼女を見た時、信じられませんでした。私は、細やかな心づかいに出会い、驚きとともに、とても感動しました。この暖かい気持ちはいつまでも忘れられませんが、

また、日本に来た時に一番強く感じたのはグループ意識です。外国人は、グループというものを敬遠しがちですが、日本人はどうでしょうか？日本の場合は、歴史的

に見ても、この集団性は昔から義理の概念で外と内から守られていく気がします。私の国から見ると特殊な文化であり、そのような特別な考え方による暮らしぶりは、大変面白いです。

現在でも日常生活の中で義理の概念は残っていますが、昔と比べて義理というものが弱くなったそうです。しかし、若者が大人社会に入ると、義理を尊重しなければ出世する事が難しいので、社会的規範に順応していきます。

フランスの場合、グループ意識の概念が全くないため、納涼会や忘年会などの宴会はありません。そして、同僚と一緒に食事を食べるに行く時にも仲の良い同僚だけです。日本社会では職場旅行に行きますが、フランスでは余り一般的なことではありません。

やはり日本に来た時のことです。自分の家に日本人の友達を誘ったとき、予定の時間よりいつも10分ぐらい早く来ることに気がつきました。フランスでは、友達の家へ誘われたら、15分ぐらい遅れていくという習慣があります。また、フランスと異なる習慣といえば、お土産を交換する習慣もそうです。いろいろな場面で見られる光景です。お中元、お歳暮もそうで

す。つまり、義理という概念が大事にされます。日本の会社は、階級制の組織であり、皆、お互いに義理を重んじ、他人からの恩には恩で返します。昔から仏教を通して、日本人は、その感謝という気持ちを教えられてきましたが、残念ながらフランス人は感謝の気持ちが少ないのです。ですから、お土産の習慣についてフランス人は少し戸惑います。例えば、フランス人が日本に来るとき、何をお土産として、どのようにしたらよいのか、又誰にあげたらいいか、大変な問題です。

言うまでもなく、他の文化をよく理解するには、時間がかかりますし、自分の習慣を基準にすることも出来ませんので、大変な努力が必要です。今、私は「本当に異文化を肌で感じ、少しずつ理解しているのだ」と実感しています。貴重な経験だと思っています。

文化や考え方が、全く違いますので、それを乗り越えるためには、人間として一番大切な心のコミュニケーションを取る必要があります。昔から日本は島国で、日本人ばかりの環境の中で暮らして来ましたが、現在は日本に住んでいる在住外国人も増えてきており、お互いにコミュニケ

ーションを取る中で様々な問題がでてきました。例えば、日本人の性格面から見ると、相手の言うことを否定する「いいえ」という言葉をなかなか面と向かっては言いにくいということがあります。相手が「いいえ」と言わないので、受け入れられたと思っていると、実際はそうではなかったということもあります。日本人は何事に対しても断定はさけたがります。「あいまい」であるとはよく言われる所だだと思います。

日本人は統一性がある民族なので、日本国内のどこに行っても、おなじような考え方や働き方、習慣などが見られます。勿論、地方によっては、固有の文化を持っています。根本的には、皆同じ文化を共有しています。逆に、フランスは多民族国家です。ですから、日本のように統一性はありません。つまりフランス人と言っても、アラビカ系、アフリカ系、アジア系のフランス人も住んでいます。昔から、世界各地と盛んに交流を行

ってきました。そのため様々な外国人と接する機会も多く、多様な文化を吸収してきたのです。

最後に、日本に滞在する間に、「日本」という国についていろいろと学びたいと思っていますし、日本人の「心」についても理解を深めたいと思っています。そうすることにより、私にとって日本という国が私の文化や習慣とは違った魅力的で非常に面白い国になります。幾つもの驚きを経験し、刺激的な日本での日常生活を思う存分楽しみたいと思います。



# Fight

## がんばって いま～す!!

### 身延町 川久保 友也(南巨摩地方振興事務所)

今年の4月に県と市町村との職員交流の一人として、身延町に派遣され既に半年が経ちます。以前、身延保健所に勤務していたこともあり、身延町は馴染みがありましたが、役場の業務に慣れるまでは一抹の不安もありました。私は、企画財政課企画係に配属され、統計業務、イベント業務等を主な仕事として行っています。本年度は、町のイベント「みのぶまつり2000」の開催と同時期に、5年に一度の国勢調査が実施されることもあり、担当係はもとより、心温かい役場全職員の協力を得て仕事を進めています。また、町の総合計画の策定年でもあり、それに付随する諸計画や、更に、男女共同参画社会の推進についても行動計画を基に推進していくため、日々思慮しています。役場に来て行政の末端としての役割を実感し、「住民主役」という言葉を痛感しています。この貴重な経験を大切に、今後の業務に役立てていきたいと思っています。



### 障害福祉課 佐野 浩司(身延町)

県へ来てから半年ほど経過し、最近やっと職場の雰囲気や仕事にも慣れてきたところです。しかし、まだまだ勉強不足で、周囲の皆さんにはご迷惑をお掛けすることがしばしばあります。また、役場とは異なり、朝は早く通勤時間も長く、体力的にも精神的にも辛くなることが度々ありました。しかし、その辛さを吹き飛ばすくらいの精神力を培うための2年間でもあるのだと最近思うようになってきました。現在私は障害福祉課の施設担当として、大切な業務の一端を担当させていただいております。少子化・高齢化への対応等、福祉のことを勉強するためにはちょうど良い時期だと思っています。与えられた貴重な機会を無駄にしないように、町へ帰ってから県で学んだことを生かせるように、残りの県庁生活を自分なりに精一杯頑張って、楽しんでいきたいと思っています。



県と市町村との職員交流が、盛んになっています。今回は、県から市町村へ、市町村から県にそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

### 農村振興課 中川 吉視(御坂町)

当初は、御坂町では初めての県との職員人事交流というプレッシャーと、環境の違いに戸惑う日々が続きましたが、農村振興課の職員の方々のあたたかい指導のもと、今では毎日を楽しく過ごしています。

また、農政部に配属していただいたため、学生時代(県立農業大学校在学中)にお世話になった方々と同じ職場で仕事をさせていただいているということにも、大きな喜びを感じています。

パソコンの操作方法を覚えることから始まった県での仕事。何かと勝手が違う、半年経った今でも、町では簡単に処理できていたような事務にも必要以上に時間を要し、あっという間に1日が終わってしまう日も少なくありません。

毎日が勉強と心得、この2年間でひとつでも多くのことを学び、御坂町に帰りたいと思っています。



### 大気水質保全課 渡邊 元也(富士吉田市)

大気水質保全課で大気担当の一人として仕事をさせていただいています。大気担当の仕事は？と聞かれると今の自分では一言で言えませんが、テレビなどでもよく聞く「ダイオキシン類」や「環境ホルモン」、「光化学スモッグ」、つい最近では「三宅島からの異臭騒動」対応等、一般市民の方も馴染みのある(?)問題、その他ややこしい業務ということになります。職場では、ウン十年も環境行政に携っている「環境のプロ」のような人達に囲まれ、自分の頭の上で専門用語が飛び交う「さっぱり分からん」状態です。こんな環境の素人に懇切丁寧に指導して下さる職場の方々には大変感謝しています。

今のところこのように仕事面でちょっとつらいものがありますが、この機会を大切に、いろいろなことを吸収して、そしてまたより多くの人に吉田のうどんやへ行ってもらえるようアピールして(?)意義のある2年間にしたいと思っています。



## 児童家庭課 渡辺 一貴(都留市)

市では下水道を担当していた土木畑の私が児童家庭課で母子寡婦福祉資金及び児童扶養手当を担当することになり、慣れない専門用語に四苦八苦しながらも業務遂行のため、勉強を重ねる毎日です。

もちろん、日常生活においても大きな変化がありました。都留市から甲府市間の往復。これまで通勤時間わずか自転車で3分だったのが電車で約1時間。なんと20倍!そんな通勤にも慣れ、今では通勤電車は私の移動ベットになっています。服装に関しても作業着を愛用したいのですがそうもいかず、着慣れないス

ーツに身を包み、社会人1年生気分で大張りしています。

私の任期は2年間。県庁への派遣という貴重な経験を生かし市の業務に反映することができるよう、そしてこの期間を自分にとって有意義なものにできるよう、早寝早起きを心がけ全力で取り組んでいきたいと思っています。



## 富士吉田市 安間 祐介(南都留地方振興事務所)



今年の4月に人事交流職員の一人として富士吉田市経済部商工観光課に派遣されてから半年が過ぎようとしています。富士吉田市では県庁の職員を受け入れるのが私が初めてであり、当初は不安も少なからずありましたが、周囲のみなさんが非常によく接していただいているおかげで、今ではとてもやりやすい環境の中で仕事をさせてもらっています。

現在の仕事は、工業の振興、中でも地

場産業として従来から富士吉田市を支えてきた織物業の振興が主な仕事です。正直なところ、現時点では輸入される低廉な織物に押されつつあり厳しい状況にあります。こちらに来る前はそういうこともある程度やむを得ないのかも知れないくらいに思っていたのですが、織物業の人々の熱心な新製品開発への取り組み、外国製品とは比較にならないほどの厳しい品質管理などを目の当たりにして、行政として何か復興への手助けができればと考えるようになりました。最後になりますが、2年間の赴任期間にできるだけのことを吸収し、何か少しでも富士吉田市の発展の役に立つようなことをしていきたいと思っています。

## 御坂町 福本 康之(東八代地方振興事務所)

早いもので、御坂町企画政策課に勤務してから半年がたちました。

今、私が行っている仕事は「広報広報」。その名のとおおり、「広報誌」の編集などが主な業務で、取材と称し、毎日、町内を車で飛び回っています。

四月以来、仕事をしていて感ずるのは、「市町村行政とは町民のニーズを的確に把握し、期待に応えていく政策を、住民の同意と参画を得ながら、いかに迅速に出していくかに尽きる」ということでしょうか。そのためには、積極的に情報を収集する必要があるわけですが、取材活動を通じて町民の「生の声」を聞くこと

ができるのは、広報という仕事の役得だと思っています。

地方分権一括法が施行され、市町村合併の議論が浮上するなど、市町村を含めた地方行政が変革の時代を迎えるなか、県職員も市町村職員も意識改革をしていかなければならないと思いますが、これからは様々な人々たちとの出会いを通じて、これらの課題について共に考えていきたいと思っています。



## 都留市 渡辺 正尚(南都留地方振興事務所)



中央道都留ICを降り5分ほど北東に進むと、我が戦場である「いきいきプラザ都留」が見えてきます。このできたばかりの真新しい保健福祉センターの中で、介護保険という難しい業務に押し潰されそうになりながらも、周囲のあたたかさに包まれ、明るく元気に過ごしています。

市役所に派遣され痛感しているのは、職員全体が市民本位で業務を進めてい

るということです。「何を当たり前のことか」とお思いでしょうか、組織本位な考え方で日々の業務を過ごしてしまっていた私にとって(あなたはどうか?)、市民の利便性を実現しなく追求する市の行政は、目から鱗の世界であります。担当する介護保険業務では、市民からの問い合わせや苦情にきこまない対応で、周りの心配を増大させていますが、如何に制度を受け入れてもらえるか自分なりに頑張っています。この2年間の交流で今まで仲々持ち得なかった市民・県民本位の姿勢を体得すべく、奮闘する毎日しばらく続きそうです。

## お答えします

自治

Q &amp; A



**Q** 財産区有財産の維持管理にあたり財産区の構成住民自治会において新住民に対し、分担金を徴収することができますか？

**A** 財産区は、町村合併の円滑化を図るため、旧町村又はその一部の既得権をその範囲内において温存すること

を目的として設置されたものであり、明治二十二年の市制・町村制施行前から市町村の一部で財産を有し、若しくは公の施設を設けていたものが、同制の施行により財産区とされたものと、市町村の廃置分合若しくは境界変更の際に、財産処分に関する協議に基づき、市町村の区域で財産を有し若しくは公の施設を設けることとして財産区とされたものの二種類に大別されます。

財産区の所有する財産については、田、畑、山林、宅地、墓地、溜池、建物、沼地、用水路、火葬

場等の不動産の他、現金、有価証券、漁業権等があり、また、財産区住民の福祉の増進を目的として公の施設である集会場、温泉浴場等もあります。

財産区の構成区域内住民は好むと好まざるとにかかわらず、全て当然に財産区の構成員とされ、また、長年当該財産区の区域内に居住していた者が当該区域外へ居住を移した場合、構成員として取り扱われることはないものとされています。

古くから地区住民が共同して使用収益してきた溜池や林野は、都市化の進展と生活様式の変化により、これらを財産区有財産として所有する必要性が失われるとともに、地価の高騰により財産を高額

で処分する例も生じてきました。また、その一方で、財産処分をせず、山林等を所有する財産区においては、収入が見込めず所有財産の維持管理に苦慮している例も見受けられるようになりました。

こうした中、新たに財産区内住民となった者に対し、財産区及び構成住民自治会が、財産区有財産の維持管理にあたり、分担金を必要により徴収することについては、地方自治法第二二四条の規定により、財産区の属する市町村が当該財産区を構成する住民から分担金を徴収して財産区の費用に充てるべきものであり、財産区及び自治会自体はその徴収機能は有しない

とされているところであります。また、この分担金の徴収については財産区内の住民が他の一般地

域と明らかに区別し得る程度に利益をうける場合に受益の限度内において分担金を徴収できるものとされています。

なお、市町村による分担金徴収にあたっては、条例により分担金の徴収を受ける者及びその徴収方法が定められていなければならぬものとされています。

また、分担金の徴収以外に財産区が、その負担すべき経費を財産等の収入によって賄うことが出来ない場合は、市町村税の不均一課税（地方税法第七条）をすることができるとされています。

なお、これらの適用につきましては、個々具体的な事案に関しましては、慎重な検討が必要となります。

**Q** 電子機器利用による選挙システム改革へ向けた中間報告が公表されたそうですがその内容について教えてください。

**A** 選挙システムに電子機器を導入していくことは、システムの近代化、選挙人の利便向上、高齢者・障害者を持つ人の投票環境向上等から推進すべき課題であり、自治省では「電子機器利用による選挙システム研究会」（座長・田中宗孝日大教授）で現在まで調査、研究した結果を取りまとめ、中間報告として公表しました。その概略は次のとおりです。

1 現行制度における選挙システムの分析について  
投票行為に電子機器を導入するためには投票用紙公給主義・単記自書投票主義の変更が必要。また、開票は、投票の効力判定など機械的な事務処理にはなじまない分野。開票結果報告は電子機器の活用が期待される分野であり、各市町村とのオンライン化が今後の課題。

2 現行制度における電子機器利用の現状と今後の方向  
電子機器導入は、現行制度の枠内の電子機器普及が不可欠との認識のもと、事務の迅速化、効率化に資する、将来的にも普及すべきシステムとして、不在者投票システム・投票管理システム、市町村選管と都道府県選管との投票票

オンラインシステムを挙げる。ただし、機器整備に多額の費用がかかるため、執行経費の充実に資する一層の財政措置を講ずることが検討課題としている。

3 記号式投票制度の沿革・現状と今後の方向  
記号式投票導入は、開票事務の迅速化・効率化に資する。そこで候補者数が少なく比較的採用が容易と考えられる地方公共団体の長の選挙について、自書式投票よりも電子投票システムに馴染みやすい点からも普及を図る必要があるとしている。

4 電子機器の導入形態  
第一段階 選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する。投票所及び開票所において電子機器を単体として導入する。  
第二段階 指定された投票所以外の投票所においても投票できる。第一段階で電子機器が導入されたことを前提にこれらの機器を専用回線によりネットワーク化する段階。  
第三段階 投票所での投票を義務付けず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する。個人が所有するコンピュータ端末を

使用するためオープンネットワークを利用する。

5 まとめ

今後の検討は技術的側面、経費的な観点のみならず、住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワークなど選挙システム以外のネ

**Q** 市町村合併をもとに考える全国リレーシンポジウムが白根町で開催されましたが、その詳細を教えてください。

**A** 自治省が進める本年度の「市町村合併推進啓発事業」の根幹をなすものとして、全国四七都道府県で、リレーシンポジウムが開催されています。このシンポジウムは、地域住民を対象とし、全国的に市町村合併についての気運の醸成を図ることを目的とし、自治省、都道府県、全国の地方新聞社の共催で行われています。

本県においては、平成十二年九月二日（土）に白根町の桃源文化会館において開催され、西田自治大臣、天野知事はかによる挨拶と、第一部の基調講演では、東京都田無市の末木市長を招き、田無市と保谷市の合併に至る興味深い体験談をお話いただきました。また、第二部のパネルディスカッションでは、パネラーに、末木田無市長、

ネットワーク化の現状や将来展望を踏まえる必要あり。いずれにしても選挙システムの変更は国民の広いコンセンサスが得られる必要があるものであり、各界各分野において幅広い議論が展開されることを期待する、と結んでいる。

中川自治省行政局長、齋藤八田村長、川池県立女子短大助教授、江口山梨学院大学大学院教授、コイダイネーターに森本山梨日日新聞社論説委員長を迎えて行われ、住民自らが地域の将来について真剣に考えることが提言されました。

また、四七都道府県で開催された全国リレーシンポジウムの総括として、十二月には東京都で総括シンポジウムが行われます。なお、このシンポジウムと併せて、電話や新聞紙上、リレーシンポジウムの会場においてアンケート調査を行っており、総括シンポジウムで集計結果を発表することになっています。

Q

A社は事務用にパソコンをリースで使用しているが、このパソコンに対する固定資産税の納税義務者は？

A

償却資産の納税義務者は、賦課期日（その年の一月一日）に事業用資産を所有している者です。

主なリースの形態には、一定期間の契約で、契約期間満了後にパソコンがリース会社に返還されるレンタル（オペレーティングリース）とリース会社がパソコンの購入資金を貸し付ける代わりに、パソコンを貸付け、リース期間中にパソコン代金の全額を支払っていくファイナンスリースがあります。

レンタルの場合は、通常の賃貸借契約であり、パソコンの所有権はリース会社にあるので申告義務、納税義務はリース会社にあります。

ファイナンスリースの場合にも、原則的にパソコンの所有者であるリース会社に申告義務、納税義務があります。

ファイナンスリース契約で、リース期間満了後にパソコンが無償で譲渡される条件付リースがあります。この場合は、リース期間の満了後の所有権の移転は契約当初から決まっております。リース期間中の所有権がリース会社に留保されていると考えられ、この場合にも

Q

中山間ふるさと基金などの、特定目的基金に属する現金について、一般会計への繰替運用の期間が会計年度を越える場合の取り扱いについて伺いたい。

A

各種の特定目的基金、土地開発基金など、それぞれの市町村が条例で設置する基金の管理については、地方自治法第二四一条第二項で「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならぬ。」と定められ、また、同条第七項で歳計現金の出納保管に関する規定の例によることとされています。

また、繰替運用の期間が会計年度を越えない場合には、必ずしも歳入歳出予算に計上する必要はありませんが、会計年度を越えて繰替運用が行われる場合には、基金からの繰入金として歳入歳出予算にも計上すべきと考えられます。

繰替運用についてはいわゆる「どんぶり勘定」的運用は厳に慎むべきであり、特に会計年度を超えた数年度にわたる繰替運用については、当該基金が設置された本来の目的に沿った運用に支障をきたす懸念がありますので、慎重に行う必要があります。

質問の繰替運用は、歳計現金が一時的に不足した場合に当該市町村の内部で基金から一般会計への貸付けの様な形で融通し、弾力的な財政運営が行えるようにするものです。しかしながら、自由に行えるものではなく、繰替運用を行うためには、基金の条例中に、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」旨の、一般会計等への繰替運用の規定が設けられていることが必要です。

なお、会計年度を超えて繰替運用が行われる場合の普通会計決算統計での取り扱いについては、歳入について基金からの繰入金として計上されることとなります。また、基金の年度末の残高として一般会計に対する債権を有していることとなりますので、基金の管理状況としては繰替運用として計上されることとなります。

申告義務及び納税義務がリース会社にあるかが問題となります。ここで、償却資産の売買で所有権留保付割賦販売の場合を見ると、この契約でも当初から所有権移転することを前提とし、分割払いにより代金の支払いが終了するまでは、所有権が売り主に留保されます。この場合には、課税上留保期間中の償却資産は売り主と買い主の共有物と考えられ、地方税法第十条の二第一項により連帯納税義務者として売り主又は買い主に対し納税通知書の発付等の処分が出来ることになるのですが、社会の納税意識に合致するよう原則的に申告義務、納税義務は買い主にあるとされています。（依命通達 第三章第一節第一の二〇）

期間満了後の無償譲渡の条件付リースは、実質的にこの所有権留保付割賦販売の場合と同様のものと考えられるため、申告義務、納税義務はA社にあると考えられます。

このようにリースの契約内容や方法により償却資産の申告義務者、納税義務者にも違いがあるので注意が必要となります。

## IT革命に対する市町村の当面の対応は

**A** 国ではIT革命に対応するため、IT戦略本部やIT戦略会議を設置する中で、IT基本法の制定や情報関連の様々な予算編成を進めています。

山梨県では、一人一台パソコンの整備や防災無線の大容量化を進める一方で、今年の七月末には「山梨コミュニケーションネットワーク（YCN）整備方針」を定めるなど、情報化に取り組んでいます。また、IT革命に対応した各省市庁の情報化施策の最新の動向に関する情報提供や県内のネットワーク整備に関する調整などを行うため、市町村との連絡会議の設置を検討しています。

の推進  
① 庁内LANと一人一台パソコンの早急な整備  
② 霞ヶ関WANとも接続する総合行政ネットワークの早急な整備  
③ 市町村・平成十五年度までに整備  
④ 申請・届出等手続のオンライン化の推進  
⑤ 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
⑥ 都道府県・平成十三年度までに整備  
⑦ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑧ 申請・届出等手続のオンライン化の推進  
⑨ 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
⑩ 都道府県・平成十三年度までに整備  
⑪ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑫ 個人の公的な認証基盤整備  
⑬ 平成十五年度までの運用開始を目指して検討  
⑭ 住民基本台帳ネットワークシ

このような中で、本年八月には地方公共団体が推進する情報化施策等の基本的な方向を示す「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」が決定され、市町村においてもIT革命に対応し、国に歩調を合わせた施策の推進が要請されています。

この指針には、二〇〇三年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体として早急に取り組む必要がある事項について具体的に示されています。

- 以下骨子を記載しますが、詳細については指針を一覧下さい。
- 一 行政におけるネットワーク化
- 二 申請・届出等手続のオンライン化の推進
- ① 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
都道府県・平成十三年度までに整備  
市町村・平成十五年度までに整備
- ② 個人の公的な認証基盤整備  
平成十五年度までの運用開始を目指して検討
- 三 住民基本台帳ネットワークシ
- ① 市町村・平成十五年度までに整備  
② 申請・届出等手続のオンライン化の推進  
③ 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
④ 都道府県・平成十三年度までに整備  
⑤ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑥ 申請・届出等手続のオンライン化の推進  
⑦ 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
⑧ 都道府県・平成十三年度までに整備  
⑨ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑩ 個人の公的な認証基盤整備  
⑪ 平成十五年度までの運用開始を目指して検討  
⑫ 住民基本台帳ネットワークシ
- ⑬ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑭ 申請・届出等手続のオンライン化の推進  
⑮ 地方公共団体の組織認証基盤の整備  
⑯ 都道府県・平成十三年度までに整備  
⑰ 市町村・平成十五年度までに整備  
⑱ 個人の公的な認証基盤整備  
⑲ 平成十五年度までの運用開始を目指して検討  
⑳ 住民基本台帳ネットワークシ

④ 地方公共団体における全庁的な推進体制の整備と総合的な推進計画の策定  
情報化施策はあらゆる部門に係するため、首長のリーダーシップの下、全庁的な推進体制を整備することが不可欠。また、年次目標と担当部局を明確にした総合的な計画を策定し、毎年フォローアップを行うことが効果的。

○「情報化施策等の推進に関する指針」のホームページアドレス  
<http://www.mha.go.jp/news/000828.jit>

○「YCN整備方針」のホームページアドレス  
<http://www.pref.yamanashi.jp/kyaku/joho/ycn/index.html>



## 【特集】

# 味覚の秋

### 須玉町

### 11月19日(日)

## 津金りんご祭り

須玉町の特産品である「津金のりんご」を県内外に広くアピールするとともに、高齢化の進行や担い手不足から衰退の傾向にある中山間地域農業の活性化を図るため、「津金りんご祭り」を開催します。

内容は、りんごの直売、須玉町の各種

特産品、民芸品等の販売をはじめ、りんご皮むき大会、甲斐源氏太鼓の披露といったイベント盛りだくさんの祭りです。この祭りに参加して、おいしい津金のりんごを是非食べてください。  
(会場：(旧)津金小学校・三代校舎ふれあいの里)



### 早川町

### 11月12日(日)

## 南アルプスの紅葉とそばまつり

食へ歩き広場では、七つのテントでそれぞれ地元のおそばを使った打ち立ての手打ちそば約3千食が用意され、練り加減、茹で方、ダシの取り方などその地域の独自の味が楽しめます。名人コーナーでは、そば打ち名人によるそば粉を使った料理の実演、料理教

室も行います。他に町の特産品を販売する「ふるさとの味売店コーナー」、ステージでは「そばの早食い競争」や「ビンゴゲーム」「歌謡ショー」などが行われ内容も多彩です。  
(会場：ヘルシー美里)



### 明野村

### 11月3日(金)

## 浅尾ダイコンまつり

「浅尾ダイコンまつり」は、毎年11月3日の文化の日の恒例行事です。待ちかねていた人々が家族揃って朝から訪れ、村は交流の一日となります。

会場の明野ふるさと太陽館では青空市場、カラオケ大会などが開かれ、村では茅ヶ嶺太鼓を披露するなど多彩な催しが繰り広げられます。なかで

も人気なのは、お客様自らが好きなダイコンを選び、買った袋に入るだけ持ち帰ることができるダイコン抜き体験で、上手な人は驚くほどたくさん持ち帰ります。広大な畑で、太陽の恵みを十分に含んだおいしいダイコン抜き体験に挑戦しませんか。  
(会場：明野ふるさと太陽館及び周辺農地)





## 武川村 11月23日(木)

### 第4回むかわ“米・米”まつり

武川といったら、やっぱり「武川米」。  
「今年も、おいしい米が穫れました。みんなで武川米を食べよう。」をテーマに、今年で4回目を迎えます。この収穫祭で、米どころ武川の秋を満喫してください。

会場となる大武川河川公園「フレンドパークむかわ」では、米をテーマとしたクイズ大会やゲーム大会、キャラクターショーなどが開催されます。もちろん、村が全国に誇るおいしい武川米の新米で作ったおむすび2000個をお配りします。甲斐駒ヶ岳の雄大な景色に囲まれながら、じっくり味わってください。

また、会場内では、武川米の限定販売も行います。混じり気なしの本物の武川のお米を手に入れるチャンスです。お見逃しなく！  
その他会場内では、地元で収穫された新鮮な農産物の直売、活性化グループによる露店やフリーマーケットが軒を連ね祭りの雰囲気を盛り上げます。

どうぞみなさん、おいしい武川の秋にお出かけください。  
(会場：フレンドパークむかわ)

## 増穂町 11月19日(日)

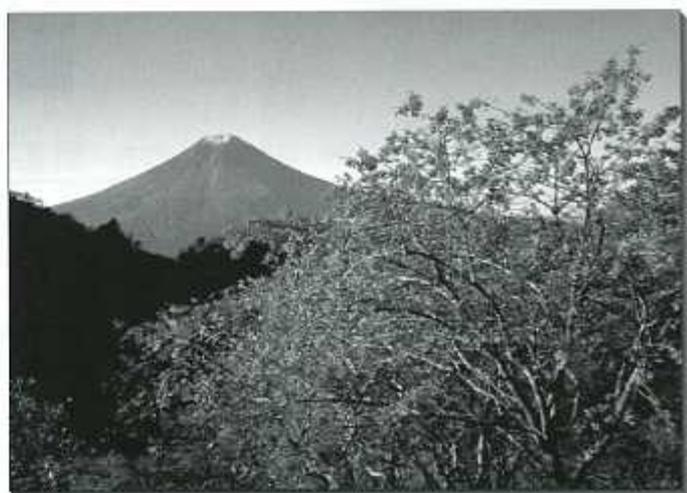
### 第10回増穂ゆずの里まつり

11月になると爽やかに漂う「ゆず」の香りが、穂積地区を包み、地区住民の手づくりによる秋まつりがやってきます。この地区の特産品のゆずは、県内外から評判がよく、ゆずを利用したゆずワインやゆず羊羹などの加工品も人気があります。

「ゆずの里まつり」は、毎年11月中旬の日曜日に開催されます。まつりには、特産品の販売のほかフリーマーケットやアトアクションなど多くの催しが行われ、年々賑わいをみせています。また、直接ゆずの収穫を体験できるゆず狩りは、和気あいあいとした雰囲気のなかで、大変盛り上がりします。



紅葉と黄金色に色づくゆずのコントラストは、穂積地区ならではの趣のある景色として、訪れる人々を楽しませています。  
(会場：小室山妙法寺境内)



# 市町村振興協会たより

Shicyosonsinkoukyukai



## ホームページを開設しました!

タイトル: Shicyosonsinkoukyukai

市町村振興協会及び市長会（事務局同一）では、今年7月からホームページを開設しました。

今後は、ホームページを活用し事業内容等について、情報発信しますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、ホームページの内容について、お気付きの点やご意見、ご提案がございましたら、ご連絡いただければ幸いです。

### ホームページ

URL <http://www.ympa.or.jp/>

E-mail [yamanashi@ympa.or.jp](mailto:yamanashi@ympa.or.jp)

### 市長会関係

- 新着情報
- 組織概要
- 調査研究  
地方分権の推進に関する研究会の取り組みについて紹介
- 都市情報  
県内7市の三役名簿、市役所住所、市の花、木、鳥、都市宣言、姉妹友好都市を紹介

### 市町村振興協会関係

- 新着情報
- 組織概要
- 宝くじについて  
宝くじの歴史、収益金の使途、高額当せん者のエピソード、県内宝くじ売場等掲載
- 協会の事業  
市町村への貸付事業をはじめ本協会各種事業内容について掲載

### 山梨地方自治研究会

研究会の取り組みを紹介

### 山梨・自治の風

本誌のバックナンバーを掲載

### メンバーズページ

市町村職員等関係者へ各種資料等情報提供

### リンク

県内市町村、関係団体のホームページとリンク

## 山梨県市長会

Yamanashi Association of City Mayors

## 山梨県市町村振興協会

Yamanashi Municipality Promotion Association



J2 グランフォールレ平沼一ツ分トリニータ戦(7/28)において  
サマージャンボ宝くじPR!!  
写真提供 山梨日日新聞社

### 市長会 市町村振興協会 山梨地方自治研究会

- ◆新着情報
- ◆組織概要
- ◆調査研究
- ◆都市情報

- ◆新着情報
- ◆組織概要
- ◆宝くじについて
- ◆協会の事業

- ◆研究会設置更新

### 山梨・自治の風 メンバーズページ リンク

(工事中)

- ◆市長会関係
- ◆市町村振興協会関係

- ◆市町村
- ◆関係機関・団体等

ご意見、ご感想等ございましたら、こちらへ  
[yamanashi@ympa.or.jp](mailto:yamanashi@ympa.or.jp)



## はっらっ!! 市町村職員



佐野 芳恵さん (南部町)

「はじめは不安もありましたが、今は毎日が充実しています。」とさわやかな笑顔で話してくれる佐野芳恵さん。今年4月に南部町に採用され、新生児からお年寄りまでの福祉保健業務を担当しています。

スポーツ観戦が趣味という佐野さんは、学生時代に野球部のマネージャーをしていたそうで（野球を見る目は玄人はだしとか。）、そんな経験からか、人の世話をすることはお手のもの。

持ち前の明るさも加わって、健診事業の際などには地域の人たちの人気者だそうです。

「これも上司に恵まれたから。」と上司への気配り(?)も忘れない佐野さん。

「誰からでも声をかけてもらえるような職員になりたいです。」と今後の抱負を話してくれました。



## A F T E R N O T E S

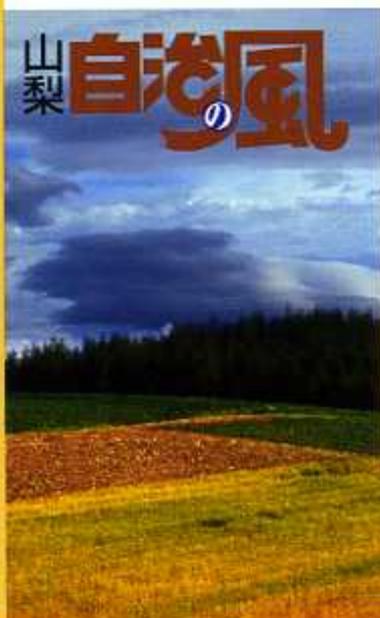
### 編集後記

「11月号」については、「7月号」編集時のような混乱（選挙）もなく、余裕をもって取り組めるはずであった。

ところが、編集作業も佳境に入った10月上旬、突然、編集長が同業他社（某T村）へとヘッドハンティングされ、編集スケジュールに暗雲が…。

いなくなってみると「色々な面で頼りにしていたのだな～」と改めて実感。世はまさに地方分権。我々担当者一人ひとりを自治体に見立てれば、一つの個（団体）として、上司（上級官庁）や他者（他団体）に頼らず自立を促されている点で共通だと認識した次第。

編集長が新任地に一日も早く馴染まれ、益々御活躍されんことを担当一同、祈念している。





## 第15回 県民の日記念行事

「第15回県民の日記念行事」は、11月18日(土)、19日(日)の両日、小瀬スポーツ公園で開催されます。64市町村の特産品などの販売等を行う「64市町村とまめき広場」など盛り沢山の行事が催されます。市町村振興協会では、この行事を支援しています。